

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成21年12月9日

【計算期間】 第6特定期（自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日）

【ファンド名】 JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）

【発行者名】 JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング

【電話番号】 03-6736-2000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、投資対象の異なる3つの投資信託（以下それぞれを「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資を行い、安定的かつ高水準のクーポン等収入^{*}を確保し、かつ信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。（後記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。）

＊ 「クーポン等収入」とは、配当等収益（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）をいい、各マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額（各マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、各マザーファンドごとにその信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額。）を含みます。（以下同じ。）

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1} — 追加型投信／海外／債券

属性区分^{*2} — 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券 一般））^{*3}

＊3 各マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券 一般））と記載しています。また、各マザーファンドにおいては各国の国債および社債等に投資するため、（債券 一般）としております。投資対象資産の詳細につきましては、後記「（ニ）ファンドの特色 ⑥」をご参照ください。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：グローバル（日本を含まない）

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

＊1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

※ 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））： 親投資信託への投資を通じて、主として債券に投資するもののうち投資対象資産が、公債属性*、社債属性*、その他債券属性*にあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年12回（毎月）： 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	グローバル（日本を含まない）： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含まない世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「公債属性」 …………… 目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるもの。

「社債属性」 …………… 目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。

「その他債券属性」 …… 目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)		
	年2回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	日本	ファミリーファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	北米		
不動産投信	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ()	中南米		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

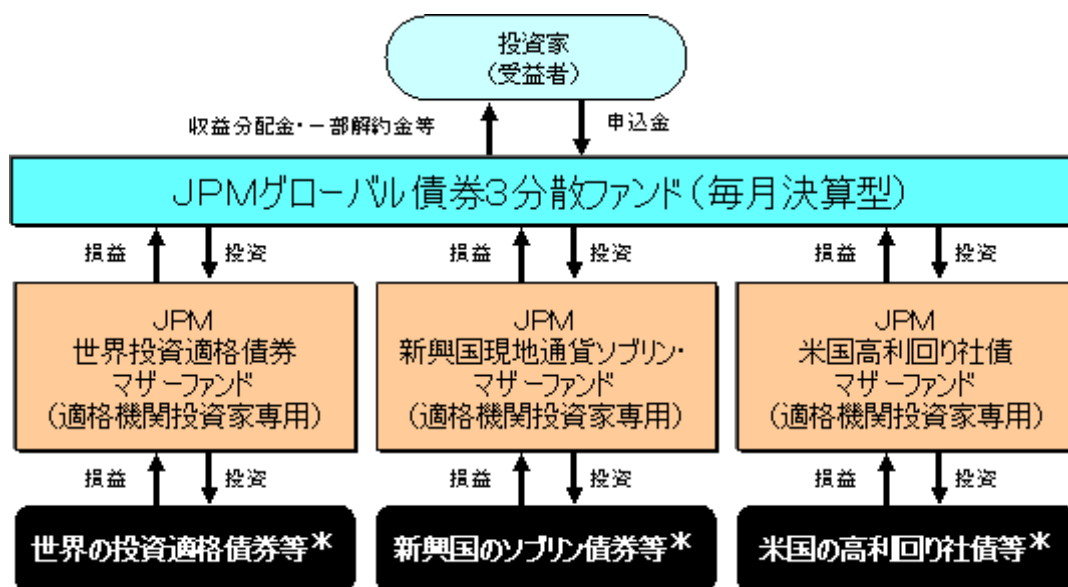
当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

- ① 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドがその資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



各マザーファンドの運用委託先：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

* 「世界の投資適格債券等」、「新興国のサブリン債券等」および「米国の高利回り社債等」の詳細につきましては、後記⑥をご参照ください。

- ② マザーファンドを通じて、世界の投資適格債券等に加え、新興国サブリン債券等と米国の高利回り社債等に投資することにより、通貨分散をしつつ、安定的な利回り獲得を目指します。
- ③ 当ファンドは、毎月10日*に決算を行い、クーポン等収入を中心に分配を行います。
ただし、必ず分配を行うものではありません。
* 10日が休業日の場合は翌営業日となります。

<分配金お支払いのイメージ図>



(注) 上記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配を保証するものではありません。

- ④ 原則として、為替ヘッジは行いません。
ただし、経済事情や投資環境等の急変が起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、為替ヘッジを行うことがあります。

- ⑤ 委託会社は各マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*（以下「JPMIM社」という場合があります。）に委託します。

* J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（JPMIM社）および委託会社は、「JPMモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。「JPMモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPMモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

- ⑥ 各マザーファンドの特色は以下のとおりです。

■ JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

- (a) 主要投資対象は、世界各国の国債、政府機関債、国際機関債、MBS（モーゲージ・バック証券）、ABS（アセット・バック証券）、社債等の投資適格債とします。ただし、日本に所在する発行体の発行するものは投資対象としません。

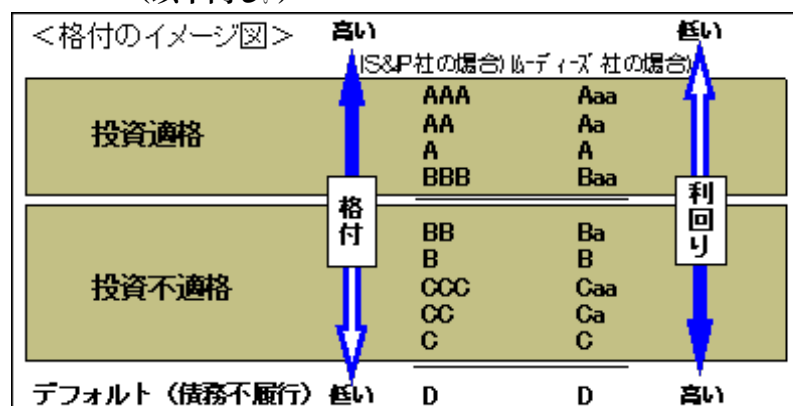
国債	各国の政府が発行する債券です。相対的に高い信用力と流動性を有しています。
政府機関債／国際機関債	政府機関、政府関連機関または国際機関が発行する債券で、国債に次ぐ高い信用力と流動性を有しています。
MBS（モーゲージ・バック証券）	主に住宅ローン債権を証券化したもので、担保となっているローンから通常毎月金利の支払や元本の返済がなされます。その多くは政府関連機関によって元利金の支払に係る信用補完がなされております。
ABS（アセット・バック証券）	クレジットカード債権や自動車ローン等の金銭債権を証券化したもので、優先劣後等のスキームを利用しています。
社債	企業が発行する債券で、企業の信用力に応じて格付が付与されます。発行形態や業種によって様々に分類されます。

- (b) 上記債券のほか、一つまたは複数の発行体（日本に所在するものを除きます。）の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限りです。

- (c) 投資対象とする債券の平均格付は、AA－（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P社」といいます。））またはAa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」といいます。））以上に維持します。

1. 投資対象とする債券の格付は、BBB－（S&P社）またはBaa3（ムーディーズ社）以上とします。
2. 上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断します。
3. 上記のいずれの格付機関からも格付を得ていない債券であっても、JPMIM社が上記格付と同等であると判断したものに投資する場合があります。当該債券に投資した場合の平均格付は、JPMIM社の判断により当該債券をS&P社またはムーディーズ社の同等の格付にあてはめた上で算出します。
4. 保有する債券の格付が変更され、上記の格付基準を満たさなくなった場合でも、JPMIM社の判断により保有し続ける場合があります。

格付とは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、S & P社やムーディーズ社といった格付機関が各債券の格付を行っており、投資の際の重要な判断材料となります。（以下同じ。）



AAからCCCまでについては、上位格に近いものは+（プラス）、下位格に近いものは-（マイナス）などにより表示、分類されます。例えば、AAについては、S & P社による格付ではAA+、AA、AA-の3段階（ムーディーズ社の場合は、Aa1、Aa2、Aa3）に分類されます。

- (d)円貨に対する為替ヘッジは行いません。なお、当該マザーファンドで保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じてJPMIM社が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

■JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

- (a)主要投資対象は、新興国^{*1}の政府または政府機関の発行する債券^{*2}（以下「ソブリン債券」といいます。）とします。

*1 当マザーファンドにおける「新興国」とは、JPMIM社が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、当マザーファンドの参考指標（JPモルガンGBI-エマージング・マーケット^{*3}）の構成国が該当します。

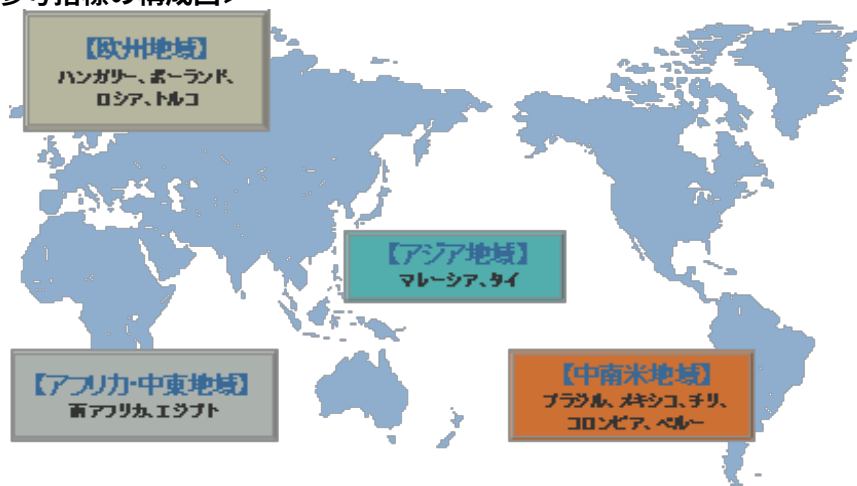
参考指標とは、当マザーファンドの投資対象市場の動向をわかり易く示すために用いる指標です。当マザーファンドの運用成果は、参考指標を上回る場合も下回る場合もあり、上回ることを保証するものではありません。また、新興国の債券市場の構造変化によっては、参考指標を見直す場合があります。

*2 「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

*3 「JPモルガンGBI-エマージング・マーケット」とは、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している新興国の債券のパフォーマンス（投資収益）を表す指数です。

同指数は、J.P.Morgan Securities Inc.が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2002年1月1日より算出されております。

<参考指標の構成国>



(2009年9月末現在)

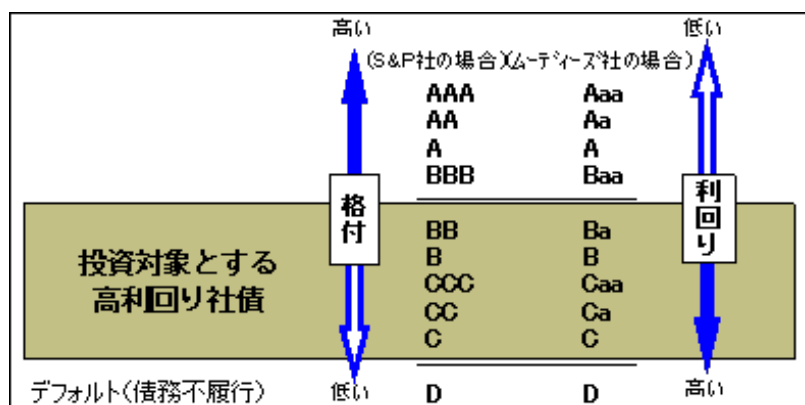
出所：J.P.Morgan Securities Inc.

- (b)上記のソブリン債券のほか、当マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券を投資対象とします。
- (c)上記の債券のほか、一つまたは複数の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。なお、当該債券への投資は、当マザーファンドの純資産総額の50%未満とします。
- (d)投資対象とする債券は、主に当該債券発行国（なお、前記の仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものと、当マザーファンドの純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。
- (e)投資対象とする債券の平均格付は、BB－（S & P社）またはB a 3（ムーディーズ社）以上に維持します。
1. 上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断します。
 2. 上記のいずれの格付機関からも格付を得ていない債券であっても、JPMIM社が上記格付と同等であると判断したものに投資する場合があります。当該債券に投資した場合の平均格付は、JPMIM社の判断により当該債券をS & P社またはムーディーズ社の同等の格付にあてはめた上で算出します。
- (f)円貨に対する為替ヘッジは行いません。なお、当マザーファンドで保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じてJPMIM社が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

■ JPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

- (a)主として、米ドル建ての高利回り社債*で、米国に所在する発行体が発行するものに投資します。なお、米国以外の国に所在する発行体の高利回り社債に投資する場合があります。
- * 「高利回り社債」とは、格付が低い企業が発行する債券のことです。
- (b)投資対象とする社債の格付は、BBB－（S & P社）またはB a a 3（ムーディーズ社）未満とします。
1. 上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も低い格付により判断します。
 2. 上記のいずれの格付機関からも格付を得ていない社債であっても、JPMIM社が上記格付と同等であると判断したものに投資する場合があります。
 3. 保有する社債の格付が変更され、上記の格付基準を満たさなくなった場合でも、JPMIM社の判断により保有し続ける場合があります。

<格付のイメージ図>

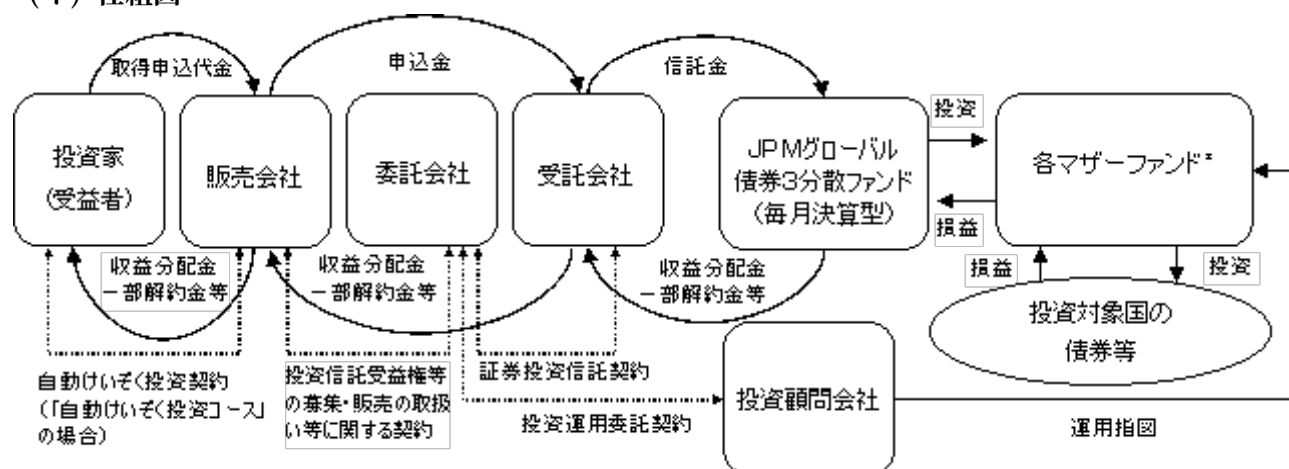


AAからCCCまでについては、上位格に近いものは+（プラス）、下位格に近いものは-（マイナス）などにより表示、分類されます。例えば、AAについては、S & P社による格付ではAA+、AA、AA-の3段階（ムーディーズ社の場合は、Aa1、Aa2、Aa3）に分類されます。

(c) 為替ヘッジは行いません。

(2) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組図



* 各マザーファンドは、JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）、JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）です。

(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

- ① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）
当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- ② 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。
- ③ J . P .モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資顧問会社）
委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。
- ④ 販売会社
委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

① 資本金 2,218百万円（有価証券報告書提出日現在）

② 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

③ 大株主の状況（有価証券報告書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

(イ) 運用方針

当ファンドは、各マザーファンドの受益証券に投資することにより安定的かつ高水準のクーポン等収入を確保し、かつ当ファンドにかかる信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

(ロ) 投資態度

① 当ファンドの投資プロセス

当ファンドは、フルインベストメントを基本とし、当ファンドの信託財産が概ね3分の1ずつ各マザーファンドへ投資されるように運用します。当ファンドにおける申込および換金に伴う信託金の入出金は、各マザーファンドへの投資比率を3分の1に近づけるように行います。また、毎決算日において、各マザーファンドへの投資比率が3分の1ずつとなることを目安に調整を行います。

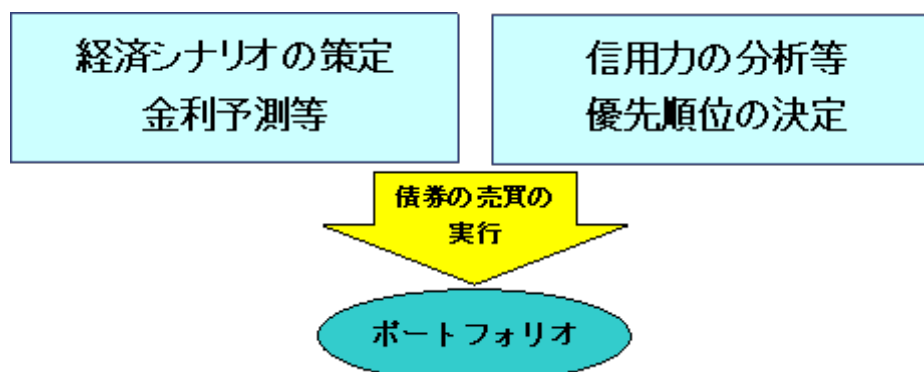
経済事情、投資環境等の急変や、多額の一部解約の実行の請求があることが予想される場合などのやむを得ない場合は、一時的に各マザーファンドの組入比率を落としキャッシュ*比率を高める場合があります。

* ここにおいて「キャッシュ」とは、JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）信託約款（以下「信託約款」といいます。）第21条第2項に掲げる投資対象をいいます。

② 各マザーファンドの投資プロセス

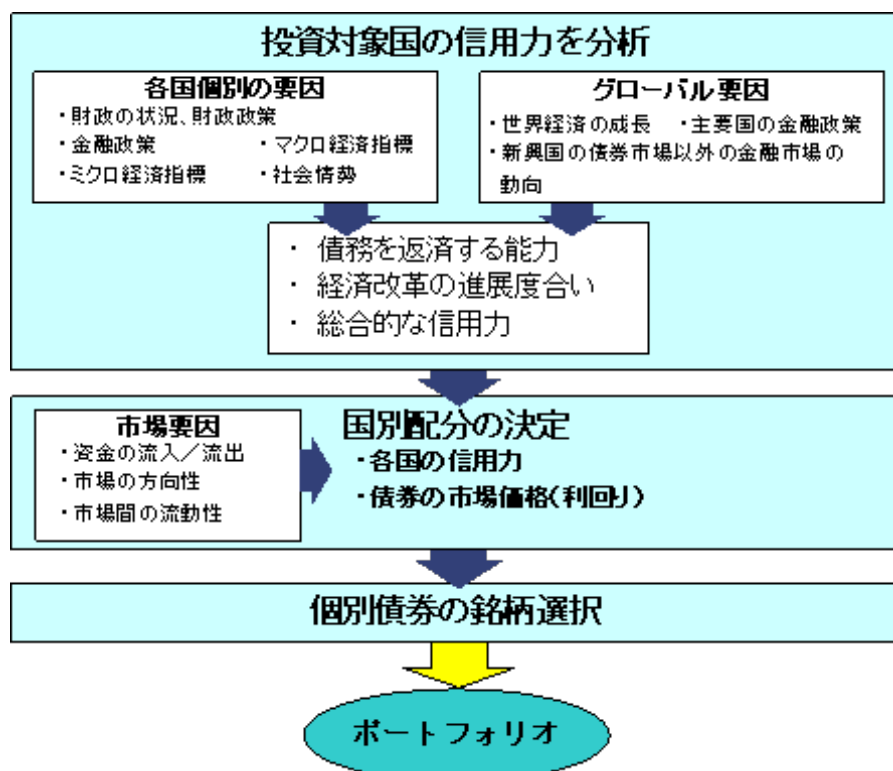
JPMIM社に各マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託し、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの債券運用ノウハウとリスク管理手法を活用します。

■ JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）



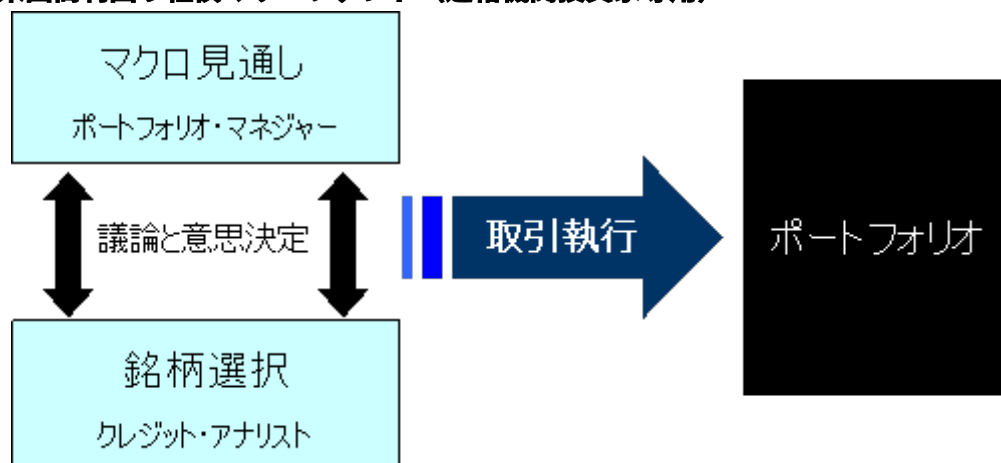
- ①エコノミストによる経済シナリオの策定、市場のリターン予測、金利予測、個別銘柄（債券）の発行者の業種配分、戦略の策定を行います。
- ②個別銘柄（債券）の発行者の評価、信用力などの分析を行い、買いおよび売りの判断基準を決定します。また、ポートフォリオについてリスクおよび運用成果の特性を明確にし、投資手段の優先順位を決定します。
- ③運用上の諸制限に沿って、債券売買の実行によるポートフォリオの構築、およびポートフォリオ全体のリスク管理を行います。

■ JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）



- ①債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力など投資対象国に対する信用力の分析を行います。
- ②上記①で分析された各国の信用力、債券市場の価格に加え市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国（信用力から見て利回りが高い国）の債券を多く組入れることを検討します。
- ③個別銘柄の選択に当たっては、割安度、流動性等を勘案して、どの債券に投資するか判断を行います。
- ④運用上の諸制限に沿って、ポートフォリオの構築、およびポートフォリオ全体のリスク管理を行います。

■ J P M 米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）



- ①ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択と、景気サイクルなどの戦略的なマクロ見通しを組み合わせることにより超過収益を追求します。
- ②組入れ銘柄の売買は、主に発行体とその業種に関するクレジット（信用）分析に基づいて執行されます。
- ③ポートフォリオは発行体とその業種別に広く分散させます。
- ④信用リスクが完全に顕在化する前に銘柄の売却を行うことを主眼として、継続的なポートフォリオの見直しとリスク管理を行います。
- ⑤格付の引下げを市場が反映することによる債券価格の下落、もしくはデフォルト（債務不履行）による損失を未然に防ぐことを主眼とし、継続的なポートフォリオの見直しとリスク管理を行います。

なお、資金動向や市況動向により、各マザーファンドにおいて、上記のような運用ができない場合もあります。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- ① 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りま

- す。）にかかる権利
- （１）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第２条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （２）有価証券オプション取引（旧証取法第２条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （３）外国市場証券先物取引（旧証取法第２条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （４）有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第２条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をい

ます。以下同じ。）にかかる権利

(5)有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(6)有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(7)金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(8)金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(9)外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

② 為替手形

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)の資産のうち、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。）に投資することを指図します。

1. 以下のマザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

イ. J P M世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

ロ. J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

ハ. J P M米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

2. 株券または新株引受権証券

3. 国債証券

4. 地方債証券

5. 特別の法律により法人の発行する債券

6. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）

7. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。以下同じ。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。以下同じ。）

9. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下同じ。）

10. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。以下同じ。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から12までの証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、1に掲げるものを除きます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。以下同じ。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの

なお、2の証券または証書ならびに13および18の証券または証書のうち2の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、3から7までの証券ならびに13および18の証券または証書のうち3から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) 各マザーファンドの投資対象

(イ) 各マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りま

す。）にかかる権利

(1)有価証券指数等先物取引にかかる権利

(2)有価証券オプション取引にかかる権利

(3)外国市場証券先物取引にかかる権利

(4)有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

(5)有価証券店頭オプション取引にかかる権利

(6)有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

(7)金融先物取引にかかる権利

(8)金融デリバティブ取引にかかる権利

(9)外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

② 為替手形

(ロ) 委託会社（各マザーファンドにおいて委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、前記(イ)の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券

6. 特定目的会社にかかる特定社債券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1 から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券
14. 投資証券または外国投資証券
15. 外国貸付債権信託受益証券
16. オプションを表示する証券または証書
17. 預託証券
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、各マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

(イ) 当ファンドの運用体制

- ① 委託会社の運用部門において、当ファンドの信託財産が概ね3分の1ずつ各マザーファンドへ投資されるように資産配分を行います。
- ② ポートフォリオ分析部門において、運用実績の分析および評価が行われ、運用部門や運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。
- ③ インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理の統括を行います。
- ④ コンプライアンス部門による法令遵守状況のモニタリングやリスク管理部門による運用リスクに関する管理・監督を行います。

（注）上記に掲げる当ファンドの運用体制、組織名称等は、2009年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(ロ) マザーファンドの運用体制

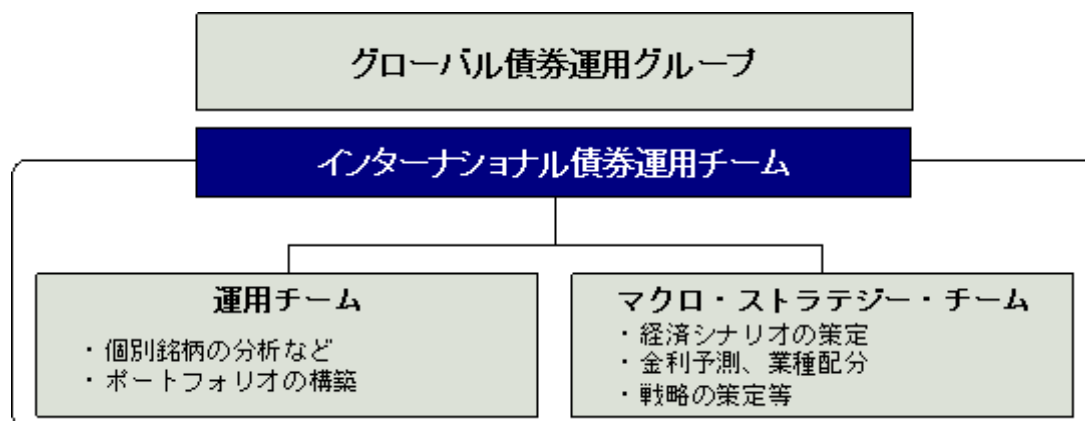
各マザーファンドの運用体制は以下のとおりです。

各マザーファンドの運用を担当する J P M I M 社に所属する各債券運用チームは、グローバル債券運用グループに属しています。*

グローバル債券運用グループは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループに含まれる米国内外の運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。各マザーファンドの運用を担当するチームは、他の運用グループまたはチームからの銘柄情報の提供を受け、実際の投資判断を行います。

＊ マザーファンドの運用の委託先である J P M I M 社は、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であります。そのため、運用体制については、J P M I M 社を含めた「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

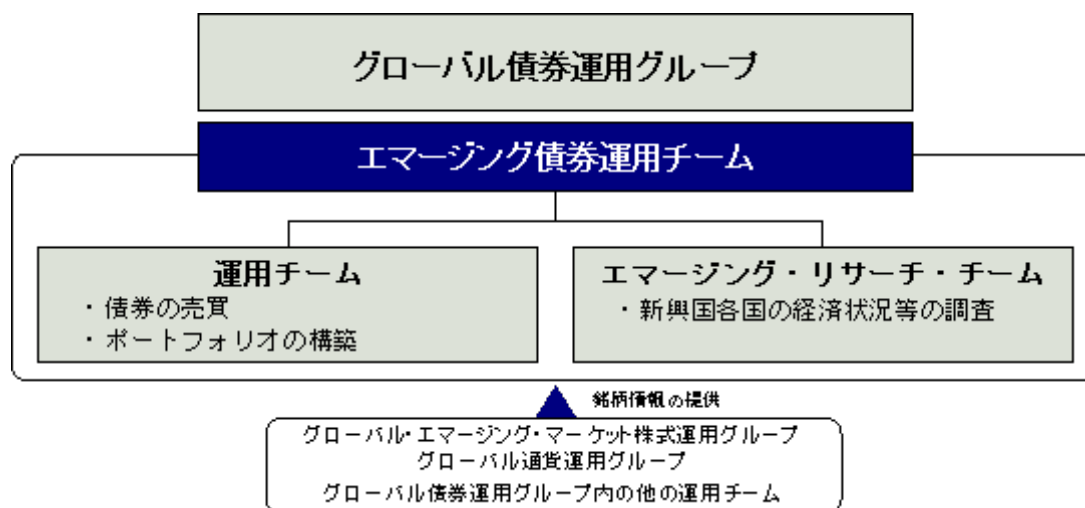
■ J P M 世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）



- ①当マザーファンドは、グローバル債券運用グループ（2009年9月末現在約160名、以下同じ。）に属しているインターナショナル債券運用チームが運用を担当し、実際の投資判断を行います。
- ②マクロ・ストラテジー・チームは、エコノミストによる経済シナリオの策定、金利予測、発行体の業種配分、戦略の策定などのトップダウン・アプローチを行います。
- ③運用チームに所属する当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、マクロ・ストラテジー・チームによる分析を基に、景気予測に基づいた市場のリターン予測、発行体およびその業種の分析ならびにポートフォリオのリスク管理を行い、最適なポートフォリオの構築を行います。

（注）上記に掲げる当マザーファンドの運用体制、組織名称等は、2009年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

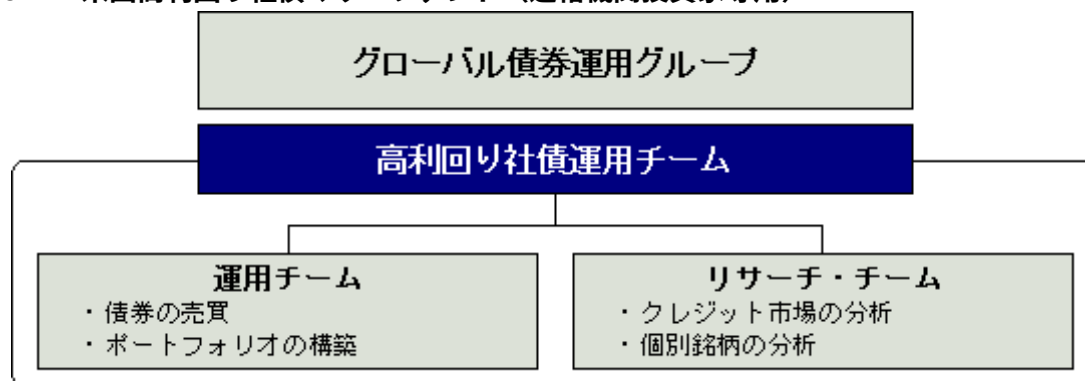
■ JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）



- ①当マザーファンドは、グローバル債券運用グループに属しているエマージング債券運用チームが運用を担当します。
- ②エマージング・リサーチ・チームは、新興国各国の経済状況等を調査します。
- ③運用チームに所属する当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、エマージング・リサーチ・チームの調査結果をもとに、個別銘柄の売買を行い、最適なポートフォリオの構築を行います。その際、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ、グローバル通貨運用グループおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームから銘柄情報の提供を受けた上で、最終的な投資判断を行います。

（注）上記に掲げる当マザーファンドの運用体制、組織名称等は、2009年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ J P M 米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）



- ① 当マザーファンドは、グローバル債券運用グループに属している高利回り社債運用チームが運用を担当し、実際の投資判断を行います。
- ② リサーチ・チームは、クレジット市場の分析と個別銘柄の分析を行うことにより超過収益を追求します。
- ③ 運用チームに所属する当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、リサーチ・チームの分析と景気サイクルを組み合わせた結果をもとに、個別銘柄の売買を行い、最適なポートフォリオの構築を行います。

（注）上記に掲げる当マザーファンドの運用体制、組織名称等は、2009年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（ハ） 委託会社による、各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

計算期間終了日に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象利益の範囲

計算期間終了日（原則毎月10日。10日が休業日の場合は翌営業日。）における、信託約款第45条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

② 分配対象利益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、繰越分を含めた信託約款第45条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

- ① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

- ② 受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。
- ③ 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属する全ての株式の時価総額と、各マザーファンドそれぞれの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する当該マザーファンドで保有する全ての株式の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。

② 投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 投資信託証券への投資制限

- A 委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額と、各マザーファンドそれぞれの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する当該マザーファンドで保有する全ての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。

⑤ デリバティブ取引（以下の⑥～⑧の取引等をいいます。）の利用目的

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取

引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡し取引または為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とみなし保有外貨建資産（信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該マザーファンドで保有する外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額を、すべて合計した額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑪ 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財

産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑫ 再投資の指図

委託会社は、⑪の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬ 資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第21条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭ 受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利金、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）各マザーファンドの投資制限

各マザーファンドの信託約款は、委託会社（各マザーファンドにおいて委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）による各マザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ デリバティブ取引（以下の⑥～⑧の取引等をいいます。）の利用目的

デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として各マザーファンドの信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なスワップ取引についてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- B 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、各マザーファンドの信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- D 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の

額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1 および 2 に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑪ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑫ 再投資の指図

委託会社は、⑪の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記A および B の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（各マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、各マザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、各マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、各マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。またこれらは、全てのリスクおよび留意点を説明するものではなく、これら以外のリスクおよび留意点が存在する場合があります。

各マザーファンドは、主に外国有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

① MBS（モーゲージ・バック証券）およびABS（アセット・バック証券）のリスク

MBSおよびABSは金利情勢等により予想よりも早く、または遅く元本の一部または全部が償還される場合があります。この場合、当該証券の購入時よりも予定利回りが低くなる場合があります。加えて、MBSおよびABSは金利変化に対する価格変動の割合が高いものもあるため、上記マザーファンドの信託財産の価値は当該証券を保有していない場合と比べてより大きく変動する可能性があります。

② 仕組債のリスク

上記マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。上記マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

① 新興国への投資に伴うリスク

上記マザーファンドが投資対象とする新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的な不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、有価証券が取引される市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。

上記マザーファンドが投資対象とする新興国においては、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあります。また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があります。その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。

上記マザーファンドが投資対象とする新興国の税制は、先進国と異なる場合があります。また、それらの国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

以上のような要因は、上記マザーファンドの信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

② キャピタル・ゲイン税のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が上記マザーファンドに費用計上されます。このため、上記マザーファンドでキャピタル・ゲイン税の課税対象となる有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

③ 仕組債のリスク

上記マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。上記マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

④ 低格付の債券への投資に伴うリスク

格付の低い債券は、上位に格付された債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元利金支払いを履行出来ない状態になる（以下「デフォルト」といいます。）リスクが高くなります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、債券の価格が大きく下落することにより、上記マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

また、格付の低い債券は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した価格変動をおこす場合があります。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引き上げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

JPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

高利回り社債への投資に伴うリスク

高利回り社債は、上位に格付された債券に比べて、デフォルトリスクが高くなります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、高利回り社債の価格は大きく下落することにより、上記マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

また、高利回り社債は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した価格変動をおこす場合があります。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引き上げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

各マザーファンド共通

① 信用リスク

債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して元金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、債券やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）することにより、各マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

また、信用リスクが大きくなることにより、債務者（発行体）の格付が下がることに伴いその発行する債券やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格が下落することもあります。

② 為替変動リスク

各マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジは、当ファンドにおいては原則として行わず、また各マザーファンドにおいても行いません。このため、為替相場の変動により、各マザーファンドの信託財産の価値が変動することがあります。経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

③ 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格が下落します。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。

④ デリバティブ商品のリスク

各マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用います。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、各マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し各マザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑤ 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、各マザーファンドの信託財産の価値が影響を受け損失を被ることがあります。

当ファンドおよび各マザーファンド共通

① 受益者（投資家）の解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の

追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、各マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

② 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、当ファンドまたは各マザーファンドの投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

③ 繰上げ償還等について

当ファンドは、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認めた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でであっても、繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

④ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権および各マザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよび各マザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよび各マザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよび各マザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

(イ) 当ファンドにおける運用のリスク管理体制

- ① 運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、ポートフォリオ分析部門からリスク指標の報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行います。
- ② リスク管理部門は、各マザーファンドへの投資配分に係る投資制限を含めた、投資ガイドライン*の遵守状況をモニターし、その結果に基づき適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行います。

* 当ファンドの投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

(ロ) 各マザーファンドにおける運用のリスク管理体制

以下のリスク管理体制は、各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMIM社におけるものです。

JPMIM社は、安定的な超過収益を確保するために、適正なリスク管理を行います。

■ JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

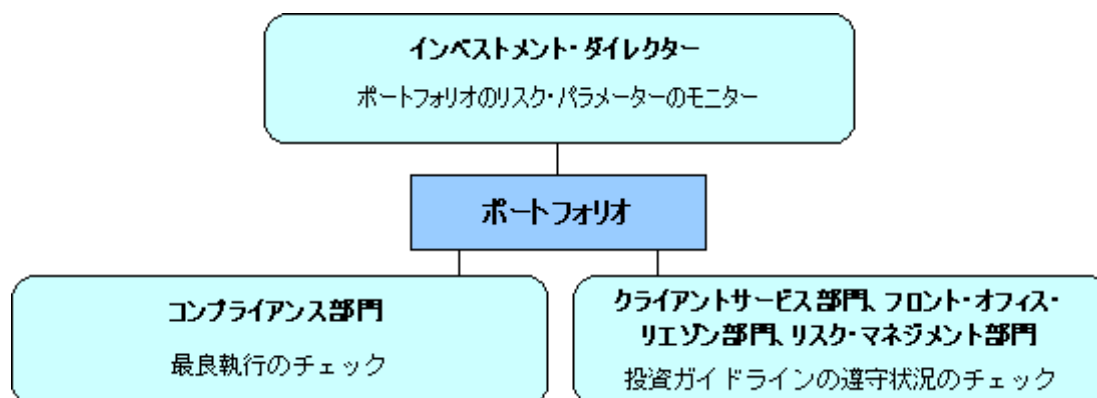
- ① 独立した部署であるポートフォリオ・アナリシス・グループが毎月、運用成果の要因分析レポートを作成し、ポートフォリオ・マネジャーが国別投資比率、為替リスク、銘柄選択等の異なる要因の上記マザーファンドに対する影響を検証しています。四半期毎のインベストメント・ダイレクターのパフォーマンス・レビュー・ミーティングでは、達成した運用成果が当マザーファンドの目標とする数値に適合しているか、リスクは運用成果のターゲットに達するために必要なレベルであるか、また、当マザーファンドの投資目標にしたがっているかを検証します。
- ② コンプライアンス部門はサンプルベースで約定価格を売買高加重平均価格と比較し、最良執行の観点か

らチェックするなど、モニタリング体制を構築しています。

- ③投資ガイドライン*違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、クライアントサービス部門、フロント・オフィス・リエゾン部門およびリスク・マネジメント部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかどうかを検証されます。

* 当マザーファンド投資方針や投資範囲・制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

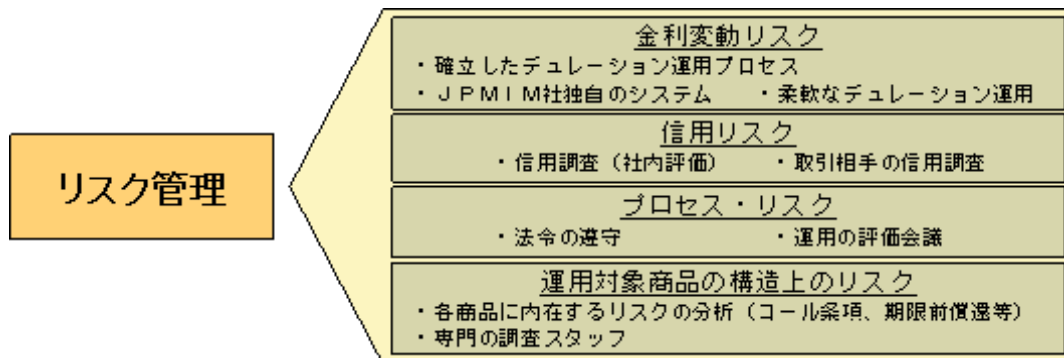
- ④当マザーファンドで保有する債券について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、為替先物予約取引を行うことがあります。その場合リスク・マネジメント部門が日々ヘッジ状況をモニターします。



（2009年9月末現在）

■ J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

- ①金利変動リスクについては、J P M I M社が確立したデュレーション運用プロセスにより柔軟なデュレーション運用を行うことにより管理します。また、J P M I M社が開発したシステムにより、随時、投資判断に修正を加えていきます。
- ②信用リスクについては、格付機関による格付に加えて、J P M I M社独自の信用調査による社内評価を活用することで、正確で迅速な投資判断を行うことにより管理します。また、債券の売買の取引相手の信用調査も行います。
- ③運用のプロセスに内在するリスク（プロセス・リスク）については、法令の遵守の確認および運用の評価を会議にて行うことにより管理します。
- ④運用対象商品の構造上のリスクについては、専門の調査スタッフが、コール条項、期限前償還等の各商品に内在するリスクを分析することにより管理します。

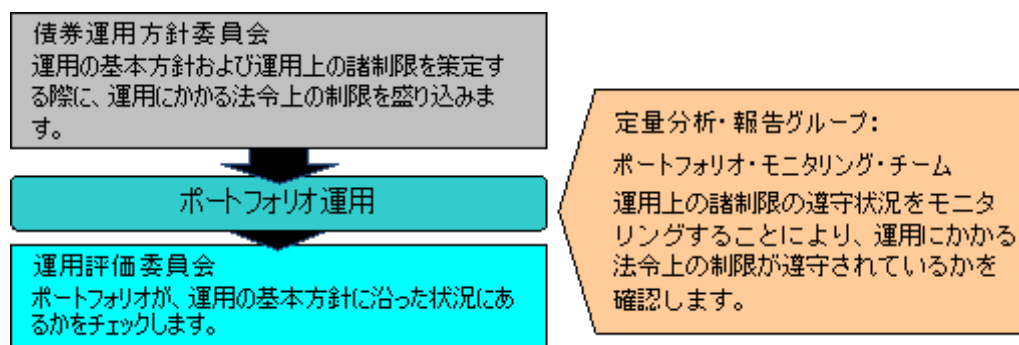


（2009年9月末現在）

- ⑤当マザーファンドで保有する債券について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、為替先物予約取引を行うことがありますが、その場合リスク管理部門が日々ヘッジ状況をモニターします。

■ J P M米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

- ①J P M I M社は、安定的な超過収益を確保するために、適正なリスク管理を行います。
- ②信用リスクについては、格付機関による格付に加えて、J P M I M社独自の信用調査による社内評価を活用することで、正確で迅速な投資判断を行うことにより管理します。
- ③金利変動リスクについては、マクロ経済見通しに基づき、リスクの計測および管理を行います。
- ④運用のプロセスに内在するリスクについては、下図の委員会・部署が、運用にかかる法令上の制限が遵守されていることを確認することにより、またはポートフォリオの状況をチェックすることにより管理します。



（2009年9月末現在）

（ハ）為替ヘッジについてのリスク管理体制

円貨に対する為替ヘッジは、当ファンドにおいては原則として行わず、また各マザーファンドにおいても行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社は当ファンドにおいて、円貨に対する為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対する

るヘッジ状況をモニターします。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ② 「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによる各マザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額*として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額がかかります。

* 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額（当ファンドでは換金申込日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

当ファンドによる各マザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.5225%（税抜1.45%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.735% （税抜0.7%）	年率0.735% （税抜0.7%）	年率0.0525% （税抜0.05%）

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

委託会社の受ける報酬には、各マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。（報酬の額については、信託約款をご参照ください。）

各マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引、オプション取引および外国為替取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。
- ② 外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。
- ④ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。

上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

- ⑤ 仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。
- ⑥ 当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。
委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

各マザーファンドにおいても、上記①から⑤までの費用を負担します。

なお、キャピタル・ゲイン税は、当該マザーファンドにおける保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当マザーファンドに費用計上されます。

上記①から⑥までの手数料等の合計額は、当ファンドおよび各マザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年9月末現在のものです。

① 個別元本について

追加型の公募株式投資信託^{*}については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

^{*} 「公募株式投資信託」とは、信託約款上の株式の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主に新興国の債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は株式の組入れが可能なため、課税上は公募株式投資信託の扱いとなります。以下同様です。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店

等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「② 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

＊ 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記

（ハ）損益通算について）をご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

＊1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

＊2 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができま

す。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

＊ 上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。特別分配金は課税されません。

＊ 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年10月9日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
J P M世界投資適格債券マザーファンド （適格機関投資家専用）	日本	2,882,615,169	31.79
J P M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	日本	3,094,551,757	34.13
J P M米国高利回り社債マザーファンド （適格機関投資家専用）	日本	3,100,612,861	34.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△10,977,894	△0.12
合計(純資産総額)		9,066,801,893	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) J P M世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

(平成21年10月9日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	9,809,133,908	7.86
	カナダ	7,895,649,147	6.33
	ドイツ	4,122,249,162	3.30
	イタリア	6,891,654,217	5.52
	フランス	11,613,374,003	9.32
	イギリス	2,744,144,994	2.20
	オランダ	1,130,125,902	0.91
	スペイン	2,531,813,780	2.03
	ベルギー	1,586,380,101	1.27
	オーストリア	944,818,726	0.76
	ルクセンブルク	1,056,045,174	0.85
	デンマーク	1,823,634,719	1.46
	メキシコ	1,139,341,560	0.91
	ギリシャ	2,097,558,291	1.68
	ポーランド	1,874,923,145	1.50
	ポルトガル	549,976,284	0.44
	小計	57,810,823,113	46.34
地方債証券	イギリス	565,815,580	0.45
特殊債券	アメリカ	27,165,825,261	21.78
	ドイツ	1,846,640,904	1.48
	フランス	1,790,285,983	1.43
	イギリス	2,066,344,853	1.66
	国際機関	2,223,234,006	1.78
	小計	35,092,331,007	28.13
社債券	アメリカ	20,817,240,171	16.68
	ドイツ	1,185,927,517	0.95
	フランス	1,429,169,843	1.15
	イギリス	17,427,503,710	13.97
	スイス	5,982,350	0.00
	オランダ	2,724,657,700	2.18
	スペイン	730,529,167	0.59
	ベルギー	1,060,525,518	0.85
	ルクセンブルク	1,365,132,615	1.09

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	デンマーク	2,307,386,953	1.85
	アイルランド	357,609,339	0.29
	小計	49,411,664,883	39.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△18,114,319,896	△14.52
合計(純資産総額)		124,766,314,687	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	1,109,055,264	1.98
	マレーシア	1,986,968,954	3.55
	メキシコ	9,117,346,715	16.27
	ブラジル	17,697,541,439	31.56
	トルコ	6,566,296,757	11.72
	ハンガリー	3,377,306,471	6.03
	ペルー	1,501,507,791	2.68
	ポーランド	6,956,197,580	12.41
	南アフリカ	3,165,904,017	5.65
	小計	51,478,124,988	91.85
特殊債券	イギリス	739,982,425	1.32
社債券	アメリカ	1,340,774,284	2.39
	イギリス	812,297,800	1.45
	小計	2,153,072,084	3.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,674,565,627	2.99
合計(純資産総額)		56,045,745,124	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国／地域を表しております。
具体的な投資対象については、本書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」をご参照ください。

(参考) J P M米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	26,517,623	0.72
	カナダ	1,623,504	0.04
	小計	28,141,127	0.76
新株予約権証券	カナダ	660,618	0.02
社債券	アメリカ	3,477,664,899	93.49
	カナダ	6,942,268	0.19
	バミューダ	18,825,699	0.51
	アイルランド	8,790,210	0.24
	小計	3,512,223,076	94.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	178,199,636	4.79
合計(純資産総額)		3,719,224,457	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国／地域を表しております。
具体的な投資対象については、本書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年10月9日現在)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価 額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P M米国高利回り社債マザーファン ド（適格機関投資家専用）	3,466,308,397	0.8831	3,061,099,429	0.8945	3,100,612,861	34.20
2	日本	親投資信託 受益証券	J P M新興国現地通貨ソブリン・マ ザーファンド（適格機関投資家専 用）	3,075,483,758	1.0034	3,086,245,975	1.0062	3,094,551,757	34.13
3	日本	親投資信託 受益証券	J P M世界投資適格債券マザーファン ド（適格機関投資家専用）	3,200,416,531	0.9146	2,927,414,176	0.9007	2,882,615,169	31.79

(参考) J P M世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

(平成21年10月9日現在)

順位	国／ 地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	フランス	国債 証券	FRANCE OAT 6.5% APR11	59,755,000	14,240.94	8,509,675,609	14,197.67	8,483,819,859	6.5	2011/4/25	6.80
2	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FGLMC 5.5% OCT39 TBA BAR	44,610,000	9,245.25	4,124,309,928	9,338.90	4,166,085,374	5.5	2039/10/1	3.34
3	ドイツ	ドイツ	国債 証券	GERMANY BUND 5.625% JAN28	24,960,000	15,701.62	3,919,124,352	15,946.81	3,980,324,874	5.625	2028/1/4	3.19
4	アメリカ	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 11.25% FEB15	30,545,000	12,781.59	3,904,139,099	12,821.83	3,916,428,259	11.25	2015/2/15	3.14
5	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FNCL 6.0% OCT39 TBA BAR	37,920,000	9,347.82	3,544,696,577	9,410.35	3,568,405,895	6	2039/10/1	2.86
6	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FNCL 4.5% OCT39 TBA BAR	38,675,000	8,995.62	3,479,056,461	9,039.93	3,496,193,652	4.5	2039/10/1	2.80
7	イタリア	イタリア	国債 証券	ITALY BTP 3.75% DEC13	18,840,000	13,622.05	2,566,395,501	13,717.77	2,584,428,696	3.75	2013/12/15	2.07
8	カナダ	カナダ	国債 証券	CANADA GOVT 6% JUN11	25,460,000	9,134.61	2,325,673,027	9,089.86	2,314,280,346	6	2011/6/1	1.85
9	カナダ	カナダ	国債 証券	CANADA GOVT 10.25% MAR14	19,780,000	11,212.12	2,217,758,028	11,161.56	2,207,756,864	10.25	2014/3/15	1.77
10	アメリカ	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 6.25% MAY30	17,200,000	11,283.26	1,940,721,875	11,580.15	1,991,787,224	6.25	2030/5/15	1.60
11	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FGLMC 5.0% OCT39 TBA BAR	20,510,000	9,103.74	1,867,179,060	9,221.67	1,891,365,408	5	2039/10/1	1.52
12	ポーランド	ポーランド	国債 証券	POLAND GOVT 5.75% APR14	61,000,000	3,101.19	1,891,725,900	3,073.64	1,874,923,145	5.75	2014/4/25	1.50
13	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FNCL 5.0% OCT39 TBA BAR	19,910,000	9,098.20	1,811,451,681	9,221.67	1,836,035,362	5	2039/10/1	1.47
14	フランス	フランス	国債 証券	FRANCE BTAN 2.5% JAN14	13,380,000	13,200.67	1,766,250,386	13,190.67	1,764,911,913	2.5	2014/1/12	1.41
15	カナダ	カナダ	国債 証券	CANADA GOVT 3.75% JUN19	18,700,000	8,766.77	1,639,387,231	8,679.81	1,623,124,470	3.75	2019/6/1	1.30
16	ベルギー	ベルギー	国債 証券	BELGIUM GOVT 4% MAR18 52	11,630,000	13,421.44	1,560,913,844	13,640.41	1,586,380,101	4	2018/3/28	1.27
17	オランダ	オランダ	社債 証券	ING BANK NV 3.375% EMTN	11,400,000	13,418.82	1,529,745,571	13,506.67	1,539,760,516	3.375	2014/3/3	1.23
18	ギリシャ	ギリシャ	国債 証券	HELLENIC GOVT 3.1% APR10	11,095,000	13,228.69	1,467,723,909	13,250.98	1,470,197,029	3.1	2010/4/20	1.18
19	アメリカ	アメリカ	社債 証券	CAPTIL ONE MULTI2007-A9A9	16,200,000	8,909.59	1,443,354,719	8,880.05	1,438,568,450	4.95	2012/8/15	1.15
20	イタリア	イタリア	国債 証券	ITALY BTP 4.25% AUG14	10,000,000	13,940.67	1,394,067,840	14,019.35	1,401,935,040	4.25	2014/8/1	1.12
21	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FNCL 5.5% OCT39 TBA BAR	14,840,000	9,234.16	1,370,349,344	9,334.04	1,385,172,834	5.5	2039/10/1	1.11
22	アメリカ	アメリカ	社債 証券	BANK OF AMERICA 3.125%	14,932,000	9,220.14	1,376,751,776	9,270.73	1,384,306,626	3.125	2012/6/15	1.11
23	イギリス	イギリス	社債 証券	LLOYDS TSB BK 3.75% EMTN	10,100,000	13,644.34	1,378,079,067	13,645.65	1,378,211,498	3.75	2011/11/17	1.10
24	アメリカ	アメリカ	特殊 債券	FREDDIE MAC 4.625%	14,185,000	9,637.26	1,367,046,267	9,670.11	1,371,706,365	4.625	2012/10/25	1.10

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
25	フランス	フランス	国債証券	FRANCE OAT 5% OCT11	9,695,000	14,095.40	1,366,549,030	14,075.73	1,364,642,217	5	2011/10/25	1.09
26	アメリカ	アメリカ	国債証券	US T-BOND 7.875% FEB21	10,790,000	12,178.10	1,314,017,360	12,438.92	1,342,159,905	7.875	2021/2/15	1.08
27	アメリカ	アメリカ	国債証券	US T-BILL 06MAY10	15,000,000	8,854.37	1,328,155,828	8,854.37	1,328,155,828	—	2010/5/6	1.06
28	スペイン	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT 4.25% JAN14	9,200,000	13,998.37	1,287,850,150	14,066.55	1,294,122,931	4.25	2014/1/31	1.04
29	デンマーク	デンマーク	社債券	NYKREDIT 4% 12E	69,400,000	1,796.04	1,246,454,466	1,799.38	1,248,776,521	4	2010/10/1	1.00
30	デンマーク	デンマーク	国債証券	DENMARK GOVT 6% NOV11	63,400,000	1,912.09	1,212,267,469	1,914.73	1,213,942,180	6	2011/11/15	0.97

（参考）J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN17 NTN	149,260,000	4,556.08	6,800,411,329	4,609.77	6,880,555,383	10	2017/1/1	12.28
2	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN14 NTN	138,400,000	4,845.14	6,705,680,226	4,885.46	6,761,485,987	10	2014/1/1	12.06
3	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 16% MAR12	80,650,000	6,883.57	5,551,600,127	7,048.75	5,684,821,326	16	2012/3/7	10.14
4	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6.25% OCT15	170,735,000	3,156.90	5,389,933,215	3,116.66	5,321,237,987	6.25	2015/10/24	9.49
5	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN12 NTN	79,520,000	5,091.84	4,049,032,012	5,099.97	4,055,500,056	10	2012/1/1	7.24
6	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 10% DEC24 M20	426,660,000	770.50	3,287,426,350	788.19	3,362,920,722	10	2024/12/5	6.00
7	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 13.5% SEP15 R157	211,095,000	1,522.92	3,214,811,140	1,499.75	3,165,904,017	13.5	2015/9/15	5.65
8	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 9.5% DEC14 M10	422,520,000	732.49	3,094,946,958	736.00	3,109,774,579	9.5	2014/12/18	5.55
9	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 8% FEB15 15/A	4,557,350,000	48.73	2,221,150,638	49.71	2,265,697,599	8	2015/2/12	4.04
10	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 3.833% SEP11	60,315,000	2,681.46	1,617,324,498	2,682.99	1,618,248,593	3.833	2011/9/28	2.89
11	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 9% DEC09 M17	196,000,000	679.19	1,331,231,255	676.65	1,326,246,798	9	2009/12/24	2.37
12	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5.25% APR13	41,520,000	3,064.05	1,272,193,560	3,067.14	1,273,478,604	5.25	2013/4/25	2.27
13	ペルー	ペルー	国債証券	PERU GOVT 6.9% AUG37 REGS	36,295,000	3,330.80	1,208,915,747	3,355.90	1,218,026,481	6.9	2037/8/12	2.17
14	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 16% AUG13	11,980,000	7,069.37	846,911,334	7,357.89	881,475,431	16	2013/8/28	1.57
15	イギリス	国際機関	特殊債券	AFRICAN DEV BANK 9% NGN\$	1,295,000,000	57.24	741,357,715	57.14	739,982,425	9	2010/5/17	1.32
16	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% DEC17M10	107,941,100	662.83	715,470,235	673.93	727,457,148	7.75	2017/12/14	1.30
17	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 8% DEC13 M10	85,140,000	690.91	588,245,116	694.08	590,947,468	8	2013/12/19	1.05
18	アメリカ	インドネシア	社債券	CITI VAR IDR AUG18 CLN	5,884,000	7,719.40	454,209,648	8,541.59	502,587,626	0	2018/8/20	0.90
19	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 6.75% NOV17 17/A	1,039,000,000	44.45	461,842,846	45.42	471,985,077	6.75	2017/11/24	0.84
20	イギリス	ガーナ	社債券	BACR VAR GHS APR10 CLN	8,530,000	5,471.23	466,696,754	5,269.68	449,504,258	0	2010/4/7	0.80
21	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 7.5% FEB11 11/A	900,000,000	48.34	435,104,349	48.76	438,852,841	7.5	2011/2/12	0.78
22	イギリス	ロシア	社債券	CITI VAR RUB JUL12 CLN	6,900,000	4,979.69	343,599,186	5,257.87	362,793,542	0	2012/7/3	0.65
23	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6% NOV10	11,500,000	3,144.82	361,655,392	3,143.31	361,480,989	6	2010/11/24	0.64
24	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA GOVT 9.85% JUN27	7,153,000,000	5.00	358,316,558	5.02	359,329,408	9.85	2027/6/28	0.64

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
25	アメリカ	ドミニカ共和国	社債券	CITI VAR DOP FEB11 CLN	3,500,000	7,902.31	276,580,850	8,142.04	284,971,505	0	2011/2/22	0.51
26	アメリカ	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY I/L 5% SEP18	39,300,000	518.21	203,659,296	560.41	220,242,546	5	2018/9/14	0.39
27	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 5.5% FEB14 14/C	444,000,000	44.15	196,059,523	45.21	200,770,954	5.5	2014/2/12	0.36
28	アメリカ	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY I/L 3.7% JUN37	42,000,000	403.70	169,557,091	456.32	191,657,659	3.7	2037/6/26	0.34
29	アメリカ	ドミニカ共和国	社債券	CITI VAR DOP JAN13 CLN	2,230,000	8,211.29	183,111,972	8,546.03	190,576,636	0	2013/1/11	0.34
30	アメリカ	ドミニカ共和国	社債券	CITI VAR DOP JAN10 CLN	2,460,000	7,544.48	185,594,362	7,668.79	188,652,290	0	2010/1/25	0.34

(注) 上記の「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国／地域を表しております。なお、「投資国」には、第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国／地域」と「投資国」における国／地域名が異なる場合があります。

(参考) J P M米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

(平成21年10月9日現在)

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	アメリカ	社債券	SPRINT NEXTEL 6%	740,000	7,302.97	54,042,033	7,702.53	56,998,740	6	2016/12/1	1.53
2	アメリカ	アメリカ	社債券	LIBERTY MUTUAL VAR58REGS	625,000	6,622.63	41,391,456	8,745.81	54,661,343	10.75	2058/6/15	1.47
3	アメリカ	アメリカ	社債券	GMAC LLC 8% REGS	692,000	6,182.00	42,779,465	7,125.39	49,307,750	8	2031/11/1	1.33
4	アメリカ	アメリカ	社債券	STLG CHEMICALS 10.25%	500,000	8,213.07	41,065,375	8,468.34	42,341,731	10.25	2015/4/1	1.14
5	アメリカ	アメリカ	社債券	PHI INC 7.125%	500,000	7,902.31	39,511,550	8,390.65	41,953,275	7.125	2013/4/15	1.13
6	アメリカ	アメリカ	社債券	FORD CREDIT 8%	500,000	8,026.61	40,133,080	8,346.26	41,731,300	8	2016/12/15	1.12
7	アメリカ	アメリカ	社債券	JB POINDEXTER 8.75%	500,000	6,881.22	34,406,125	7,502.75	37,513,775	8.75	2014/3/15	1.01
8	アメリカ	アメリカ	社債券	HCA INC 9.25%	400,000	8,768.01	35,072,050	9,322.95	37,291,800	9.25	2016/11/15	1.00
9	アメリカ	アメリカ	社債券	METROPCS 9.25% C40	400,000	8,879.00	35,516,000	9,078.77	36,315,110	9.25	2014/11/1	0.98
10	アメリカ	アメリカ	社債券	CHIQUITA BRANDS 8.875%	400,000	7,750.92	31,003,692	9,055.47	36,221,880	8.875	2015/12/1	0.97
11	アメリカ	アメリカ	社債券	HARRAHS ESCROW 11.25% REGS	400,000	8,891.48	35,565,944	8,967.79	35,871,160	11.25	2017/6/1	0.96
12	アメリカ	アメリカ	社債券	TEAM HEALTH INC 11.25%	375,000	9,145.36	34,295,137	9,322.94	34,961,062	11.25	2013/12/1	0.94
13	アメリカ	アメリカ	社債券	RRI ENERGY 7.875%	400,000	7,902.31	31,609,240	8,679.22	34,716,890	7.875	2017/6/15	0.93
14	アメリカ	アメリカ	社債券	POLYPOR INC 8.75%	400,000	7,864.31	31,457,267	8,573.54	34,294,178	8.75	2012/5/15	0.92
15	アメリカ	アメリカ	社債券	RITE AID CORP 7.5%	425,000	6,903.42	29,339,545	7,924.50	33,679,156	7.5	2017/3/1	0.91
16	アメリカ	アメリカ	社債券	VALASSIS 8.25%	400,000	6,403.97	25,615,915	7,991.10	31,964,400	8.25	2015/3/1	0.86
17	アメリカ	アメリカ	社債券	QWEST CORP 7.625%	350,000	8,335.16	29,173,064	8,934.49	31,270,728	7.625	2015/6/15	0.84
18	アメリカ	アメリカ	社債券	CAPITAL ONE 10.25%	320,000	9,595.11	30,704,381	9,674.89	30,959,674	10.25	2039/8/15	0.83
19	アメリカ	アメリカ	社債券	WOLVERINE TUBE MLT	413,549	6,879.04	28,448,227	7,103.19	29,375,212	15	2012/3/31	0.79
20	アメリカ	アメリカ	社債券	ALLIED WASTE 7.125% B	300,000	8,879.00	26,637,000	9,278.55	27,835,665	7.125	2016/5/15	0.75
21	アメリカ	アメリカ	社債券	HARLAND CLARKE FLT	400,000	5,393.99	21,575,970	6,947.81	27,791,270	6	2015/5/15	0.75
22	アメリカ	アメリカ	社債券	KLC 7.75% REGS	325,000	8,257.46	26,836,777	8,523.84	27,702,480	7.75	2015/2/1	0.74
23	アメリカ	アメリカ	社債券	WINDSTREAM CORP 8.125%	300,000	8,623.72	25,871,186	9,145.37	27,436,110	8.125	2013/8/1	0.74
24	アメリカ	アメリカ	社債券	SWIFT ENERGY 7.125%	350,000	6,259.69	21,908,932	7,835.71	27,425,011	7.125	2017/6/1	0.74
25	アメリカ	アメリカ	社債券	TW TELECOM 9.25%	300,000	8,910.07	26,730,229	9,135.00	27,405,024	9.25	2014/2/15	0.74
26	アメリカ	アメリカ	社債券	POLYONE CORP 8.875%	300,000	7,542.71	22,628,131	8,911.55	26,734,677	8.875	2012/5/1	0.72
27	アメリカ	アメリカ	社債券	INTCOMEX INC 11.75%	400,000	3,551.60	14,206,400	6,570.46	26,281,840	11.75	2011/1/15	0.71
28	アメリカ	オランダ	社債券	NXP BV 7.875% EXCH	375,000	3,995.54	14,983,312	6,981.11	26,179,176	7.875	2014/10/15	0.70
29	アメリカ	アメリカ	社債券	PAYLESS 8.25%	300,000	8,190.87	24,572,632	8,723.61	26,170,852	8.25	2013/8/1	0.70
30	アメリカ	アメリカ	社債券	BIOMET 10%	275,000	9,056.58	24,905,595	9,500.52	26,126,457	10	2017/10/15	0.70

(注) 上記の「国／地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国／地域を表しております。なお、「投資国」には、第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国／地域」と「投資国」における国／地域名が異なる場合があります。

種類別及び業種別投資比率

（平成21年10月9日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.12

（参考）J P M世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	46.34
地方債証券	0.45
特殊債券	28.13
社債券	39.60

（参考）J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	91.85
特殊債券	1.32
社債券	3.84

（参考）J P M米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	素材	0.17
		商業・専門サービス	0.04
		耐久消費財・アパレル	0.01
		家庭用品・パーソナル用品	0.39
		ソフトウェア・サービス	0.15
		小計	0.76
新株予約権証券	—		0.02
社債券	—		94.43

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成21年10月9日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(平成19年3月12日)	12,241	12,306	1.0361	1.0416
第2特定期間末	(平成19年9月10日)	14,668	14,751	0.9766	0.9821
第3特定期間末	(平成20年3月10日)	12,391	12,467	0.8946	0.9001
第4特定期間末	(平成20年9月10日)	11,574	11,659	0.8911	0.8976
第5特定期間末	(平成21年3月10日)	7,493	7,572	0.6164	0.6229
第6特定期間末	(平成21年9月10日)	8,847	8,930	0.6909	0.6974
	平成20年10月末日	8,489	—	0.6800	—
	平成20年11月末日	7,819	—	0.6396	—
	平成20年12月末日	7,586	—	0.6247	—
	平成21年1月末日	7,304	—	0.6026	—
	平成21年2月末日	7,699	—	0.6318	—
	平成21年3月末日	7,860	—	0.6438	—
	平成21年4月末日	8,354	—	0.6702	—
	平成21年5月末日	8,657	—	0.6833	—
	平成21年6月末日	8,780	—	0.6917	—
	平成21年7月末日	9,006	—	0.7079	—
	平成21年8月末日	8,824	—	0.6939	—
	平成21年9月末日	9,030	—	0.6914	—
	平成21年10月9日	9,066	—	0.6897	—

(注) 純資産総額（分配付）および1口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0255
第2特定期間	0.0330
第3特定期間	0.0330
第4特定期間	0.0350
第5特定期間	0.0390
第6特定期間	0.0390

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1特定期間	6.2
第2特定期間	△2.6
第3特定期間	△5.0
第4特定期間	3.5
第5特定期間	△26.5
第6特定期間	18.4

(注) 収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年8月7日 JPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）の信託契約締結、設定・運用開始

平成18年9月21日 JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）およびJPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）の信託契約締結、設定・運用開始

平成18年9月29日 当ファンドの信託契約締結、設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、米国の銀行またはフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日には、取得申込みの受付は行いません。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

③ 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、わが国の金融商品取引所のいずれかが半休日の場合は午前11時までとするなど受付時間が販売会社等によっては異なる場合があります。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みの価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2 【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

ただし、米国の銀行またはフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日には、換金申込みの受付は行いません。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.1%）を差し引いた額とします。

（換金にかかる課税については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込(販売)手続等 ⑦ 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 信託財産留保額

換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.1%を乗じて得た額とします。

④ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

⑤ 受渡方法

(a)換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みの際に個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

⑥ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、わが国の金融商品取引所のいずれかが半休日の場合は午前11時までとするなど受付時間が販売会社等によっては異なる場合があります。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑦ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取り扱うこととします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 ① 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎月10日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（5）【その他】

① 信託の終了等

(a) 信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、前記a.の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、3月、9月の計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内

容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。また、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社の一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 ① 信託の終了等」または「② 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第5特定期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第6特定期間（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）及び第6特定期間（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【J P Mグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年3月10日現在)	当期 (平成21年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,355,204	—
親投資信託受益証券	7,439,030,972	8,942,179,785
未収入金	105,000,000	3,564,465
未収利息	77	—
流動資産合計	7,600,386,253	8,945,744,250
資産合計	7,600,386,253	8,945,744,250
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	79,014,525	83,235,181
未払解約金	19,028,447	3,564,465
未払受託者報酬	301,883	399,883
未払委託者報酬	8,452,715	11,196,667
その他未払費用	120,742	159,941
流動負債合計	106,918,312	98,556,137
負債合計	106,918,312	98,556,137
純資産の部		
元本等		
元本	※1 12,156,080,829	※1 12,805,412,584
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △4,662,612,888	※2 △3,958,224,471
（分配準備積立金）	502,387,853	289,840,416
元本等合計	7,493,467,941	8,847,188,113
純資産合計	7,493,467,941	8,847,188,113
負債純資産合計	7,600,386,253	8,945,744,250

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年 9月11日 至 平成21年 3月10日)	当期 (自 平成21年 3月11日 至 平成21年 9月10日)
営業収益		
受取利息	61,049	14,730
有価証券売買等損益	△2,935,867,301	1,476,835,148
その他収益	1,114	—
営業収益合計	△2,935,805,138	1,476,849,878
営業費用		
受託者報酬	2,169,248	2,263,153
委託者報酬	※1 60,738,871	※1 63,368,137
その他費用	867,637	905,194
営業費用合計	63,775,756	66,536,484
営業利益又は営業損失（△）	△2,999,580,894	1,410,313,394
経常利益又は経常損失（△）	△2,999,580,894	1,410,313,394
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,999,580,894	1,410,313,394
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△37,344,031	△39,343
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,414,376,251	△4,662,612,888
剰余金増加額又は欠損金減少額	327,641,616	218,073,676
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	327,641,616	218,073,676
剰余金減少額又は欠損金増加額	134,489,467	431,422,757
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	134,489,467	431,422,757
分配金	※2 479,151,923	※2 492,615,239
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,662,612,888	△3,958,224,471

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成20年 9 月11日 至 平成21年 3 月10日)	当期 (自 平成21年 3 月11日 至 平成21年 9 月10日)
有価証券の評価 基準及び評価方 法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年 3 月10日現在)	当期 (平成21年 9 月10日現在)
※ 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	12,989,311,018円	12,156,080,829円
期中追加設定元本額	365,095,238円	1,333,909,796円
期中一部解約元本額	1,198,325,427円	684,578,041円
※ 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は4,662,612,888 円であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は3,958,224,471 円であります。
※ 3 特定期間末日における受益権の総数	12,156,080,829口	12,805,412,584口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	当期 (自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
※ 1 信託財産の運用の指 図に関する権限の全 部または一部を委託 するために要する費 用として委託者報酬 の中から支弁してい る額	J P M世界投資適格債券マザー ファンド（適格機関投資家専用） 報酬対象期間の毎月末時点にお けるベビーファンドの信託財産 に属する当該マザーファンド受 益証券の時価総額を平均した額 に年率0.25%を乗じ、当該報酬対 象期間の日数に応じて実日数に 基づき日割り計算して得た金額 J P M新興国現地通貨ソブリン・ マザーファンド(適格機関投資家専 用) 報酬対象期間の毎月末時点にお けるベビーファンドの信託財産 に属する当該マザーファンド受 益証券の時価総額を平均した額 に年率0.35%を乗じ、当該報酬対 象期間の日数に応じて実日数に 基づき日割り計算して得た金額 J P M米国高利回り社債マザー ファンド（適格機関投資家専用） 報酬対象期間の毎月末時点にお けるベビーファンドの信託財産 に属する当該マザーファンド受 益証券の時価総額を平均した額 に年率0.35%を乗じ、当該報酬対 象期間の日数に応じて実日数に 基づき日割り計算して得た金額 上記それぞれに算出した額の合計 額	J P M世界投資適格債券マザー ファンド（適格機関投資家専用） 同左 J P M新興国現地通貨ソブリン・ マザーファンド(適格機関投資家専 用) 同左 J P M米国高利回り社債マザー ファンド（適格機関投資家専用） 同左 上記それぞれに算出した額の合計 額

区分	前期 (自 平成20年 9月11日 至 平成21年 3月10日)	当期 (自 平成21年 3月11日 至 平成21年 9月10日)
※ 2 分配金の計算過程		
	(自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日)	(自 平成21年 3月11日 至 平成21年 4月10日)
費用控除後の配当等収益額	61,019,681円	50,215,102円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	484,702,081円	492,049,777円
分配準備積立金額	735,600,872円	498,626,190円
当ファンドの分配対象収益額	1,281,322,634円	1,040,891,069円
当ファンドの期末残存口数	12,707,693,313口	12,246,667,027口
1万口当たり収益分配対象額	1,008.30円	849.93円
1万口当たり分配金額	65.00円	65.00円
収益分配金金額	82,600,006円	79,603,335円
	(自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日)	(自 平成21年 4月11日 至 平成21年 5月11日)
費用控除後の配当等収益額	47,460,063円	47,121,676円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	476,997,073円	517,959,642円
分配準備積立金額	697,632,241円	466,610,769円
当ファンドの分配対象収益額	1,222,089,377円	1,031,692,087円
当ファンドの期末残存口数	12,449,538,941口	12,535,208,671口
1万口当たり収益分配対象額	981.63円	823.03円
1万口当たり分配金額	65.00円	65.00円
収益分配金金額	80,922,003円	81,478,856円
	(自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日)	(自 平成21年 5月12日 至 平成21年 6月10日)
費用控除後の配当等収益額	46,045,853円	41,432,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	467,069,169円	538,094,423円
分配準備積立金額	649,502,595円	428,216,167円
当ファンドの分配対象収益額	1,162,617,617円	1,007,743,225円
当ファンドの期末残存口数	12,179,342,377口	12,740,621,924口
1万口当たり収益分配対象額	954.58円	790.96円
1万口当たり分配金額	65.00円	65.00円
収益分配金金額	79,165,725円	82,814,042円

区分	前期 (自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	当期 (自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
	(自 平成20年12月11日 至 平成21年1月13日)	(自 平成21年6月11日 至 平成21年7月10日)
費用控除後の配当等収益額	55,699,777円	72,536,817円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	466,865,526円	546,339,345円
分配準備積立金額	611,299,644円	377,595,957円
当ファンドの分配対象収益額	1,133,864,947円	996,472,119円
当ファンドの期末残存口数	12,118,615,329口	12,716,432,709口
1万口当たり収益分配対象額	935.63円	783.60円
1万口当たり分配金額	65.00円	65.00円
収益分配金金額	78,770,999円	82,656,812円
	(自 平成21年1月14日 至 平成21年2月10日)	(自 平成21年7月11日 至 平成21年8月10日)
費用控除後の配当等収益額	35,204,157円	49,074,987円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	469,090,295円	548,946,260円
分配準備積立金額	584,909,576円	366,832,781円
当ファンドの分配対象収益額	1,089,204,028円	964,854,028円
当ファンドの期末残存口数	12,104,410,130口	12,742,617,433口
1万口当たり収益分配対象額	899.84円	757.18円
1万口当たり分配金額	65.00円	65.00円
収益分配金金額	78,678,665円	82,827,013円
	(自 平成21年2月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年8月11日 至 平成21年9月10日)
費用控除後の配当等収益額	46,714,706円	41,702,447円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	480,609,410円	555,146,732円
分配準備積立金額	534,687,672円	331,373,150円
当ファンドの分配対象収益額	1,062,011,788円	928,222,329円
当ファンドの期末残存口数	12,156,080,829口	12,805,412,584口
1万口当たり収益分配対象額	873.64円	724.86円
1万口当たり分配金額	65.00円	65.00円
収益分配金金額	79,014,525円	83,235,181円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成21年3月10日現在)		当期 (平成21年9月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,439,030,972	175,596,244	8,942,179,785	△322,231,609
合計	7,439,030,972	175,596,244	8,942,179,785	△322,231,609

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成21年3月10日現在)	当期 (平成21年9月10日現在)
1口当たりの純資産額	0.6164円	0.6909円
(1万口当たりの純資産額)	(6,164円)	(6,909円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成21年9月10日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J P M世界投資適格債券マザーファンド (適格機関投資家専用)	3,148,545,218	2,884,067,419	
		J P M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド (適格機関投資家専用)	3,028,535,127	3,042,163,535	
		J P M米国高利回り社債マザーファンド (適格機関投資家専用)	3,414,797,137	3,015,948,831	
合計			9,591,877,482	8,942,179,785	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券、「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「JPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		2,916,344,365	3,415,244,552
コール・ローン		49,946,635	79,906,432
国債証券		96,163,377,727	65,698,063,629
地方債証券		—	577,927,160
特殊債券		44,454,254,456	41,236,898,185
社債券		29,613,224,626	42,422,029,082
派生商品評価勘定		1,278,399,774	223,792,053
未収入金		35,611,790,881	25,184,138,634
未収利息		2,811,471,898	1,633,376,989
前払費用		127,730,857	252,295,661
流動資産合計		213,026,541,219	180,723,672,377
資産合計		213,026,541,219	180,723,672,377
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,500,655,857	357,575,246
未払金		71,514,111,671	50,908,941,085
未払解約金		1,834,999,999	3,569,619
流動負債合計		74,849,767,527	51,270,085,950
負債合計		74,849,767,527	51,270,085,950
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	160,943,309,297	141,320,324,829
剰余金			
欠損金		22,766,535,605	11,866,738,402
剰余金合計	※ 2	△22,766,535,605	△11,866,738,402
元本等合計		138,176,773,692	129,453,586,427
純資産合計		138,176,773,692	129,453,586,427
負債・純資産合計		213,026,541,219	180,723,672,377

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	185,486,430,822円	160,943,309,297円
期中追加設定元本額	36,642,269円	226,303,599円
期中解約元本額	24,579,763,794円	19,849,288,067円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）	3,023,699,868円	3,148,545,218円
JPM世界投資適格債券ファンドF（適格機関投資家専用）	157,825,062,724円	138,088,310,506円
JPM資産分散インカム・ファンド	13,219,683円	7,884,700円
JPMターゲット・イヤー 2015	17,623,612円	13,591,184円
JPMターゲット・イヤー 2020	8,046,827円	7,296,069円
JPMターゲット・イヤー 2025	554,121円	472,457円
JPMターゲット・イヤー 2030	996,494円	990,008円
JPMターゲット・イヤー 2035	1,047,595円	857,150円
JPMターゲット・イヤー 2040	53,058,373円	52,377,537円
合 計	160,943,309,297円	141,320,324,829円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,766,535,605円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,866,738,402円であります。
※3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	160,943,309,297口	141,320,324,829口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年3月10日現在)		(平成21年9月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	96,163,377,727	2,882,812,910	65,698,063,629	△659,925,498
地方債証券	—	—	577,927,160	△2,641,449
特殊債券	44,454,254,456	189,224,772	41,236,898,185	295,442,397
社債券	29,613,224,626	△4,414,109,207	42,422,029,082	3,160,917,365
合計	170,230,856,809	△1,342,071,525	149,934,918,056	2,793,792,815

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成21年3月10日現在)				(平成21年9月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	16,006,486,122	—	16,857,849,463	851,363,341	12,891,149,945	—	12,628,221,118	△262,928,827
	カナダドル	—	—	—	—	700,046,467	—	695,053,337	△4,993,130
	メキシコペソ	352,802,381	—	354,774,592	1,972,211	406,258,811	—	380,474,799	△25,784,012
	ユーロ	412,398,465	—	433,789,512	21,391,047	1,627,483,799	—	1,640,087,625	12,603,826
	英ポンド	1,931,742,591	—	1,940,321,379	8,578,788	1,880,987,041	—	1,874,040,765	△6,946,276
	スイスフラン	1,105,590,571	—	1,201,645,866	96,055,295	120,506,507	—	120,499,703	△6,804
	スウェーデン クローネ	2,592,416,502	—	2,568,994,719	△23,421,783	3,026,900,283	—	3,040,756,369	13,856,086
	ノルウェー クローネ	2,682,020,041	—	2,756,646,835	74,626,794	1,126,311,905	—	1,130,110,684	3,798,779
	デンマーク クローネ	266,981,763	—	282,682,005	15,700,242	—	—	—	—
	ポーランド ズロチ	497,201,179	—	521,423,282	24,222,103	—	—	—	—
	オーストラ リアドル	3,509,795,354	—	3,623,072,985	113,277,631	1,739,212,085	—	1,765,189,206	25,977,121
	ニュージー ランドドル	602,376,418	—	615,080,535	12,704,117	—	—	—	—
	シンガポ ールドル	252,544,559	—	263,725,669	11,181,110	269,116,120	—	266,985,107	△2,131,013
	南アフリカ ランド	270,756,599	—	271,358,962	602,363	345,325,688	—	356,989,103	11,663,415
	売建								
	アメリカドル	1,129,611,462	—	1,210,676,973	△81,065,511	3,632,577,338	—	3,559,790,679	72,786,659
	カナダドル	3,737,227,598	—	3,810,640,468	△73,412,870	5,479,959,514	—	5,447,782,041	32,177,473
	ユーロ	23,616,114,674	—	24,913,232,996	△1,297,118,322	12,037,406,956	—	12,053,573,105	△16,166,149
	英ポンド	1,618,828,565	—	1,586,896,568	31,931,997	1,540,850,906	—	1,513,146,892	27,704,014
	スイスフラン	381,330,246	—	392,174,882	△10,844,636	—	—	—	—
	ポーランド ズロチ	—	—	—	—	1,550,019,168	—	1,565,413,523	△15,394,355
合計		60,966,225,090	—	63,604,987,691	△222,256,083	48,374,112,533	—	48,038,114,056	△133,783,193

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
1口当たりの純資産額	0.8585円	0.9160円
(1万口当たりの純資産額)	(8,585円)	(9,160円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年9月10日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US T-BILL 06MAY10		30,000,000.00	29,905,628.20	
		US T-BILL 11MAR10		50,000,000.00	49,858,443.25	
		US T-BOND 11.25% FEB15		30,545,000.00	43,970,482.03	
		US T-BOND 4.5% FEB36		5,255,000.00	5,398,691.40	
		US T-BOND 5% MAY37		7,175,000.00	7,958,644.53	
		US T-BOND 6.25% MAY30		17,200,000.00	21,857,437.50	
		US T-BOND 7.875% FEB21		10,790,000.00	14,799,159.37	
		US T-NOTE 1.875% FEB14		10,014,000.00	9,884,913.33	
		US T-NOTE 2% NOV13		4,250,000.00	4,241,367.18	
		US T-NOTE 3.125% MAY19		7,130,000.00	6,917,214.06	
		US T-NOTE 3.75% NOV18		3,900,000.00	3,982,875.00	
		US T-NOTE 4.875% AUG16		6,700,000.00	7,477,828.12	
		計	銘柄数：	12	182,959,000.00	206,252,683.97
					(19,016,497,462)	
		組入時価比率：	14.7%		12.7%	
	カナダドル	CANADA GOVT 10.25% MAR14		19,780,000.00	26,317,290.00	
		CANADA GOVT 11.25% JUN15		4,690,000.00	6,789,713.00	
		CANADA GOVT 3.75% JUN19		11,750,000.00	12,061,375.00	
		CANADA GOVT 6% JUN11		25,460,000.00	27,597,876.20	
		CANADA GOVT 8% JUN27		9,330,000.00	13,919,240.40	
		計	銘柄数：	5	71,010,000.00	86,685,494.60
					(7,410,742,933)	
		組入時価比率：	5.7%		4.9%	
	メキシコペソ	MEXICO GOVT 9% DEC12 M10		5,000,000.00	5,350,550.00	
	計	銘柄数：	1	5,000,000.00	5,350,550.00	
					(36,704,773)	
		組入時価比率：	0.0%		0.0%	
	ユーロ	AUSTRIA GOVT 4.35% MAR19		6,800,000.00	7,062,480.00	
		BELGIUM GOVT 4% MAR18 52		11,630,000.00	11,904,468.00	
		FRANCE BTAN 2.5% JAN14		1,580,000.00	1,585,056.00	
		FRANCE OAT 5% OCT11		16,895,000.00	18,162,125.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		FRANCE OAT 6.5% APR11		59,755,000.00	64,899,905.50	
		FRANCE OAT 8.5% APR23		3,785,000.00	5,573,791.00	
		GERMANY BUND 3.5% JUL19		5,740,000.00	5,820,360.00	
		GERMANY BUND 4.25% JAN14		1,000,000.00	1,080,200.00	
		GERMANY BUND 5.625% JAN28		27,460,000.00	32,883,350.00	
		HELLENIC GOVT 3.1% APR10		11,095,000.00	11,193,745.50	
		HELLENIC GOVT 6% JUL19		4,264,000.00	4,696,796.00	
		ITALY BTP 3.75% DEC13		18,840,000.00	19,572,876.00	
		ITALY BTP 4% FEB37		10,020,000.00	8,538,042.00	
		ITALY BTP 4.5% AUG18		13,200,000.00	13,796,640.00	
		NETHERLANDS GOVT 4% JUL18		8,200,000.00	8,477,980.00	
		PORTUGAL OT 4.75% JUN19		3,900,000.00	4,155,450.00	
		SPAIN GOVT 4.1% JUL18		1,360,000.00	1,392,096.00	
		SPAIN GOVT 4.25% JAN14		9,200,000.00	9,821,920.00	
		SPAIN GOVT 4.3% OCT19		7,250,000.00	7,447,925.00	
		SPAIN GOVT 4.6% JUL19		419,000.00	440,997.50	
	計	銘柄数：	20	222,393,000.00	238,506,203.50	
					(32,012,302,633)	
		組入時価比率：	24.7%		21.4%	
	英ポンド	UK GOVT 2.25% MAR14		2,970,000.00	2,906,768.70	
		UK GOVT 4.25% JUN32		2,440,000.00	2,471,720.00	
		UK GOVT 4.25% MAR36		7,860,000.00	7,867,860.00	
		UK GOVT 4.5% SEP34		3,000,000.00	3,135,870.00	
		UK GOVT 4.75% SEP15		8,380,000.00	9,245,654.00	
		UK GOVT 6% DEC28		3,655,860.00	4,613,695.32	
	計	銘柄数：	6	28,305,860.00	30,241,568.02	
					(4,611,839,123)	
		組入時価比率：	3.6%		3.1%	
	デンマーククローネ	DENMARK GOVT 4% NOV17		33,000,000.00	34,039,500.00	
	計	銘柄数：	1	33,000,000.00	34,039,500.00	
					(613,732,185)	
		組入時価比率：	0.5%		0.4%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.75% APR14		61,000,000.00	61,122,000.00	
	計	銘柄数：	1	61,000,000.00	61,122,000.00	
					(1,996,244,520)	
		組入時価比率：	1.5%		1.3%	
	小計				65,698,063,629	
					(65,698,063,629)	
地方債証券	ユーロ	KOMMUNEKREDIT 4.375% EMTN		4,100,000.00	4,305,820.00	
	計	銘柄数：	1	4,100,000.00	4,305,820.00	
					(577,927,160)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	小計				577,927,160	
					(577,927,160)	
特殊債券	アメリカドル	FANNIE MAE 2.5%		12,500,000.00	12,441,582.50	
		FANNIE MAE 2005-57 PA		6,967,437.20	7,060,534.00	
		FED HOME LN BANK 5%		10,000,000.00	10,784,397.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		FGLMC 5.0% OCT39 TBA BAR		20,510,000.00	21,029,159.37	
		FGLMC 5.5% OCT39 TBA BAR		44,610,000.00	46,450,162.50	
		FGLMC 6.5% OCT39 TBA BAR		12,575,000.00	13,380,585.93	
		FNCI 4.5% SEP24 TBA DB		11,885,000.00	12,242,478.21	
		FNCI 5.0% SEP24 TBA DB		11,740,000.00	12,259,128.71	
		FNCI 5.5% SEP24 TBA DB		5,825,000.00	6,144,465.13	
		FNCI 6.0% SEP24 TBA DB		6,310,000.00	6,718,178.12	
		FNCL 4.5% OCT39 TBA BAR		34,335,000.00	34,453,026.56	
		FNCL 5.0% OCT39 TBA BAR		19,910,000.00	20,401,528.12	
		FNCL 5.5% OCT39 TBA BAR		40,840,000.00	42,473,600.00	
		FNCL 6.0% OCT39 TBA BAR		55,920,000.00	58,873,275.00	
		FNCL 6.5% OCT39 TBA BAR		13,465,000.00	14,361,264.06	
		FNCL 7.0% OCT39 TBA BAR		6,230,000.00	6,761,496.87	
		FNCL POOL NO 256567		3,674,684.92	4,008,133.91	
		FNMA POOL NO 831786		5,554,609.96	6,029,644.81	
		FREDDIE MAC 3.75%		5,700,000.00	5,620,760.88	
		FREDDIE MAC 3204 C		2,471,888.85	2,509,698.61	
		FREDDIE MAC 4.625%		14,185,000.00	15,396,399.00	
		ICO 5.375% EMTN		10,600,000.00	11,529,514.00	
		KFW 4.875%		8,300,000.00	8,914,200.00	
		NETWORK RAIL 3.5% EMTN		11,250,000.00	11,655,000.00	
		SFEF 3.375% REGS		12,120,000.00	12,395,124.00	
	計	銘柄数：	25	387,478,620.93	403,893,337.29	
					(37,238,965,698)	
		組入時価比率：	28.8%		24.8%	
	ユーロ	CADES 3.625%		5,000,000.00	5,145,000.00	
		EIB 3.5% EMTN		8,780,000.00	8,901,164.00	
		EIB 4.25% EMTN		7,500,000.00	7,842,750.00	
		KFW 4.125%		7,500,000.00	7,897,500.00	
	計	銘柄数：	4	28,780,000.00	29,786,414.00	
					(3,997,932,487)	
		組入時価比率：	3.1%		2.7%	
	小計				41,236,898,185	
					(41,236,898,185)	
社債券	アメリカドル	ALTRIA GROUP INC 9.7%		2,500,000.00	3,020,175.00	
		AMEREN UE 8.45%		1,250,000.00	1,621,232.37	
		AMERICAN EXPRESS 5.125%		3,360,000.00	3,432,457.29	
		ANADARKO 5.75%		1,000,000.00	1,068,033.72	
		ANHEUSER-BUSCH 7.2% REGS		2,420,000.00	2,719,575.59	
		AT&T INC 4.95%		4,700,000.00	5,029,099.45	
		AT&T WIRELESS 8.125%		4,200,000.00	4,799,015.08	
		BANK OF AMERICA 3.125%		14,932,000.00	15,505,707.59	
		BANK OF AMERICA 5.65%		5,500,000.00	5,316,850.00	
		BANK OF AMERICA 7.375%		1,000,000.00	1,098,121.10	
		BEAR STEARNS2006-PW14 A4		4,000,000.00	3,612,944.80	
		BOEING CO 5.875%		410,000.00	421,464.83	
		CANADIAN NATURAL 5.7%		4,300,000.00	4,484,461.40	
		CAPITAL ONE BANK 8.8%		250,000.00	275,659.83	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		CAPITAL ONE FINL 7.375%		3,000,000.00	3,310,980.00	
		CAPTL ONE MULTI2007-A9A9		16,200,000.00	16,255,825.20	
		CITICORP MRG 2004-6 1A1		1,351,441.88	1,356,384.64	
		CITIGROUP INC 5.5%		5,000,000.00	4,947,500.00	
		CITIGROUP INC 6%		2,230,000.00	2,106,458.00	
		CITIMRTGE ALT2006-A4 1A5		2,540,495.42	1,886,317.84	
		COMCAST CORP 6.3%		1,700,000.00	1,875,867.89	
		CONAGRA INC 7%		1,300,000.00	1,503,091.42	
		COUNTRYWIDE 2005-J14 A3		3,274,424.95	2,511,764.22	
		COUNTRYWIDE 2006-29T12A5		4,127,119.48	2,723,937.23	
		CREDIT SUISSE 5.5%		5,000,000.00	5,281,912.00	
		CWALT 2006-0A22 A1		6,566,351.24	3,230,257.39	
		DANSKE BANK FLT REGS		6,750,000.00	6,781,050.00	
		DEUTSCHE TEL FIN 6.75%		1,500,000.00	1,688,850.00	
		DEXIA 2.375% REGS		11,710,000.00	11,903,215.00	
		DIAGEO 5.75%		1,750,000.00	1,899,111.00	
		DOW CHEMICAL CO 8.55%		870,000.00	941,729.67	
		DUKE CAPITAL 8%		1,650,000.00	1,800,632.79	
		DUKE ENERGY CORP 5.05%		1,625,000.00	1,640,227.06	
		ENERGY EAST 6.75%		250,000.00	266,068.85	
		EPPLP 6.3%		980,000.00	1,050,560.00	
		ERP OPERATING LP 5.75%		887,000.00	872,630.60	
		GE CAPITAL 5.875% MTN		1,500,000.00	1,307,863.50	
		GOLDMAN SACHS 5.75%		3,050,000.00	3,154,344.70	
		HISTORIC TW INC 6.875%		1,845,000.00	2,021,915.38	
		HOME DEPOT INC 5.875%		850,000.00	804,885.31	
		IBM CORP 7.625%		2,500,000.00	3,065,899.82	
		IN & MI POWER 7%		1,750,000.00	1,966,507.74	
		KINDER MORGAN NRG 7.3%		1,125,000.00	1,169,662.50	
		KOHL'S CORP 6.875%		740,000.00	792,392.00	
		KROGER CO 6.4%		2,000,000.00	2,224,281.80	
		METLIFE INC 6.75%		2,000,000.00	2,202,817.90	
		MORGAN STANLEY 3.25%		10,380,000.00	10,807,435.42	
		MORGAN STANLEY 5.45% EMTN		2,800,000.00	2,772,478.80	
		MORGAN STANLEY 6%		1,000,000.00	1,069,704.71	
		NATIONWIDE 2.5% REGS		4,400,000.00	4,442,240.00	
		NEVADA POWER CO 7.125%		2,125,000.00	2,380,571.07	
		NOKIA CORP 5.375%		800,000.00	834,800.00	
		NORDSTROM INC 6.25%		1,000,000.00	1,015,800.00	
		NORTHROP GRUMMAN 7.75%		1,350,000.00	1,678,268.56	
		ORACLE CORP 6.125%		650,000.00	715,651.58	
		PAALP 6.5%		545,000.00	578,769.46	
		PACIFICORP 5.5%		1,900,000.00	2,045,794.50	
		PFIZER INC 6.2%		2,030,000.00	2,265,480.00	
		PG&E 6.25%		970,000.00	1,077,599.59	
		PHILIP MORRIS 4.875%		4,300,000.00	4,546,589.09	
		RESIDENTAL ASS2006-A2 A7		3,763,241.60	3,086,948.69	
		ROGERS COMMS 6.8%		900,000.00	1,019,944.81	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		SAFEWAY INC 6.35%		2,500,000.00	2,759,170.75	
		STRCTRD ADJ2005-19XS 1A1		1,223,356.31	626,974.87	
		SWEDBANK AB 2.8% REGS		10,000,000.00	10,216,800.00	
		TELEFONICA 5.855%		7,350,000.00	7,992,453.94	
		THOMSON REUTERS 6.5%		1,220,000.00	1,360,389.06	
		TW CABLE 8.75%		1,850,000.00	2,274,272.50	
		UBS STAMFORD 5.875% DPNT		3,450,000.00	3,427,230.00	
		VERIZON 7.375%		8,700,000.00	9,920,770.34	
		VIACOM INC 6.875%		1,000,000.00	1,024,853.80	
		WAL-MART STORES 5.25%		660,000.00	632,709.72	
		WPP PLC 8%		1,196,000.00	1,302,051.55	
		XTO ENERGY INC 6.375%		1,500,000.00	1,547,915.47	
		YUM! BRANDS INC 6.875%		600,000.00	630,000.00	
	計	銘柄数：	75	227,606,430.88	231,003,407.78	
					(21,298,514,197)	
		組入時価比率：	16.5%		14.2%	
	ユーロ	ALLIANZ 4.75% EMTN		550,000.00	560,285.00	
		ALLIANZ VAR		900,000.00	949,500.00	
		ANZ BANK 5.125% EMTN		470,000.00	468,543.00	
		ARCELORMITTAL 9.375%		650,000.00	735,280.00	
		ATLANTIA 5.625% EMTN		800,000.00	862,640.00	
		AUTOROUTES DU SU 5.625%		950,000.00	934,990.00	
		BARCLAYS BK 5.25% EMTN		1,600,000.00	1,685,440.00	
		BARCLAYS BK VAR EMTN		680,000.00	615,196.00	
		BHP BILLITON 6.375% EMTN		475,000.00	539,837.50	
		BMW 5% EMTN		1,270,000.00	1,325,880.00	
		BRITISH TEL 6.125% EMTN		900,000.00	967,737.60	
		CARLSBERG 6% EMTN		1,335,000.00	1,453,681.50	
		CBA 5.5% EMTN		1,150,000.00	1,174,035.00	
		CITIGROUP INC 7.375% EMTN		960,000.00	991,104.00	
		CR AGRICOLE 3.5% EMTN		1,750,000.00	1,784,125.00	
		CR AGRICOLE 5.875% EMTN		1,750,000.00	1,904,350.00	
		CRED SUISSE GP FIN VAR		50,000.00	44,885.00	
		DONG ENERGY 4.875% EMTN		260,000.00	271,440.00	
		EADS 4.625% EMTN		600,000.00	605,760.00	
		FIN DANISH IND FLT EMTN		3,900,000.00	3,885,180.00	
		FRANCE TELECOM 5.625% EMTN		1,240,000.00	1,369,580.00	
		GAS NATURAL 5.25% EMTN		1,350,000.00	1,420,875.00	
		GOLDMAN SACHS 5.125%		5,700,000.00	5,878,387.20	
		HANNOVER FINANCE VAR		650,000.00	613,275.00	
		HRE INTL TRUST I VAR		4,500,000.00	584,086.50	
		HSBC HLDGS 6% EMTN		1,640,000.00	1,735,449.64	
		HSBC HLDGS 6.25% EMTN		100,000.00	105,890.00	
		IBERDROLA 7.5% EMTN		900,000.00	1,079,730.00	
		IMP TOBACCO MLT EMTN		1,575,000.00	1,837,080.00	
		ING BANK NV 3.375% EMTN		11,400,000.00	11,666,760.00	
		ING VERZEKERING VAR		3,500,000.00	2,830,884.00	
		INTESA SANPAOLO VAR EMTN		6,000,000.00	6,216,600.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		JOHN DEERE CAP 7.5% EMTN		690,000.00	784,875.00	
		LEGAL&GENL GRUP VAR EMTN		3,200,000.00	2,463,625.60	
		LLOYDS TSB BK 3.75% EMTN		10,100,000.00	10,510,060.00	
		LLOYDS TSB BK 6.25% EMTN		400,000.00	427,200.00	
		LVMH 4.375% EMTN		950,000.00	985,530.00	
		MICHELIN 8.625% EMTN		850,000.00	981,750.00	
		MUNICH RE VAR		2,450,000.00	2,578,625.00	
		NAB 4.75% GMTN		625,000.00	642,937.50	
		NATIONWIDE 3.125% EMTN		3,578,000.00	3,581,889.27	
		NYKREDIT 5%		8,000,000.00	8,102,000.00	
		P&G 4.875%		1,000,000.00	989,500.00	
		RABOBANK 5.875%		250,000.00	270,950.00	
		RBS 3.75% EMTN		6,530,000.00	6,795,118.00	
		RWE 5% EMTN		2,250,000.00	2,412,225.00	
		SABMILLER PLC 4.5% EMTN		825,000.00	840,345.00	
		SAFEWAY PLC 6.5% EMTN		5,000,000.00	5,112,500.00	
		SIEMENS 5.125% EMTN		1,110,000.00	1,177,932.00	
		ST GOBAIN 6% EMTN		180,000.00	192,564.00	
		STD CHARTERED VAR EMTN		8,250,000.00	7,867,200.00	
		SWEDBANK 3.625% EMTN		8,200,000.00	8,359,900.00	
		TELECOM ITALIA 5.375% EMTN		1,700,000.00	1,742,500.00	
		TESCO PLC 5.125% EMTN		250,000.00	266,950.00	
		VATTENFALL 4.25% EMTN		680,000.00	705,840.00	
		XSTRATA 5.25% EMTN		1,050,000.00	963,375.00	
		ZURICH FINANCE VAR EMTN		1,225,000.00	1,082,777.50	
	計	銘柄数：	57	128,898,000.00	126,936,655.81	
					(17,037,437,942)	
		組入時価比率：	13.2%		11.4%	
	英ポンド	BAT 6% EMTN		350,000.00	360,150.00	
		BBVA PFD VAR		6,450,000.00	4,439,528.55	
		BK OF IRELAND VAR EMTN		1,900,000.00	1,537,670.00	
		BRITISH TEL MLT		500,000.00	558,300.00	
		COUNTRYWIDE 5.125% EMTN		4,950,000.00	4,943,565.00	
		GDF SUEZ 6.125% EMTN		1,500,000.00	1,634,100.00	
		GE CAPITAL 5.375% MTN		1,300,000.00	1,076,920.00	
		GE CAPITAL FLT EMTN		4,825,000.00	4,760,446.32	
		KPN NV 5.75% EMTN		230,000.00	226,543.10	
		LLOYDS TSB BK 6.375% EMTN		622,000.00	659,009.00	
		ROCHE 5.5% EMTN		1,220,000.00	1,306,254.00	
		ROLLS-ROYCE PLC 6.75%		300,000.00	325,680.00	
		SANTANDER PFD VAR 8		1,650,000.00	1,801,133.40	
		SUNTRUST BANK FLT GMTN		3,100,000.00	2,787,265.80	
		TELEFONICA EMI 5.375% EMTN		150,000.00	148,470.00	
		VATTENFALL 6.875% EMTN		190,000.00	228,912.00	
	計	銘柄数：	16	29,237,000.00	26,793,947.17	
					(4,086,076,943)	
		組入時価比率：	3.2%		2.7%	
	小計				42,422,029,082	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
					(42,422,029,082)	
	合計				149,934,918,056	
					(149,934,918,056)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

[次へ](#)

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		2,144,942,335	380,544,014
コール・ローン		333,062,100	372,648,885
国債証券		44,672,275,680	52,192,719,341
特殊債券		773,503,500	753,923,100
社債券		2,745,829,675	2,171,420,418
派生商品評価勘定		59,603,520	—
未収入金		2,898,833,762	1,475,096,385
未収利息		1,175,239,013	1,041,160,011
前払費用		59,159,902	248,595,871
流動資産合計		54,862,449,487	58,636,108,025
資産合計		54,862,449,487	58,636,108,025
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		51,619,713	—
未払金		3,244,798,749	1,419,314,179
未払解約金		35,000,000	1,607,834
流動負債合計		3,331,418,462	1,420,922,013
負債合計		3,331,418,462	1,420,922,013
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	64,519,590,807	56,960,402,987
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		△12,988,559,782	254,783,025
剰余金合計	※ 2	△12,988,559,782	254,783,025
元本等合計		51,531,031,025	57,215,186,012
純資産合計		51,531,031,025	57,215,186,012
負債・純資産合計		54,862,449,487	58,636,108,025

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左

区分	（自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日）	（自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日）
3. その他財務諸 表作成のため の基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財 産の計算に関する規則」（平成12年総 理府令第133号）第60条に基づき、取引 発生時の外国通貨の額をもって記録す る方法を採用しております。ただし、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時にお いて、当該外国通貨に加えて、外貨建資 産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益 勘定の前日の外貨建純資産額に対する 当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で 円換算し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相当の 邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算 した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用してお ります。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成21年3月10日現在）	（平成21年9月10日現在）
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	63,346,702,378円	64,519,590,807円
期中追加設定元本額	6,013,854,903円	2,198,232,988円
期中解約元本額	4,840,966,474円	9,757,420,808円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）	2,910,745,128円	3,028,535,127円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	61,554,427,146円	53,534,333,279円
JPM資産分散インカム・ファンド	2,322,882円	1,565,953円
JPMターゲット・イヤー 2015	2,452,123円	1,980,062円
JPMターゲット・イヤー 2020	1,346,973円	1,221,612円
JPMターゲット・イヤー 2025	285,949円	248,600円
JPMターゲット・イヤー 2030	865,640円	858,594円
JPMターゲット・イヤー 2035	911,176円	738,912円
JPMターゲット・イヤー 2040	46,233,790円	45,564,628円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドII（非課税口・適格機関投資家専用）	－円	345,356,220円
合 計	64,519,590,807円	56,960,402,987円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,988,559,782円であります。	－
※3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	64,519,590,807口	56,960,402,987口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成21年3月10日現在）		（平成21年9月10日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
国債証券	44,672,275,680	△1,042,676,819	52,192,719,341	1,672,556,641
特殊債券	773,503,500	△71,666,595	753,923,100	50,738,100
社債券	2,745,829,675	△1,179,787,649	2,171,420,418	379,172,842
合計	48,191,608,855	△2,294,131,063	55,118,062,859	2,102,467,583

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成21年3月10日現在)				(平成21年9月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	2,502,116,757	—	2,486,415,138	△15,701,619	—	—	—	—
	ブラジルレアル	2,040,798,405	—	2,045,228,077	4,429,672	—	—	—	—
	南アフリカランド	1,204,260,052	—	1,196,897,180	△7,362,872	—	—	—	—
	売建								
	アメリカドル	3,245,058,457	—	3,253,992,380	△8,933,923	—	—	—	—
	メキシコペソ	1,092,020,161	—	1,093,726,442	△1,706,281	—	—	—	—
	新トルコ・リラ	119,564,359	—	117,403,686	2,160,673	—	—	—	—
	南アフリカランド	1,290,532,237	—	1,255,434,080	35,098,157	—	—	—	—
合計		11,494,350,428	—	11,449,096,983	7,983,807	—	—	—	—

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
1口当たりの純資産額	0.7987円	1.0045円
(1万口当たりの純資産額)	(7,987円)	(10,045円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年9月10日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 9% DEC09 M17		196,000,000.00	198,395,120.00	
		MEXICO GOVT 10% DEC24 M20		426,660,000.00	489,929,411.40	
		MEXICO GOVT 7.75% DEC17M10		107,941,100.00	106,627,456.81	
		MEXICO GOVT 8% DEC13 M10		108,200,000.00	111,514,166.00	
		MEXICO GOVT 9.5% DEC14 M10		422,520,000.00	461,243,958.00	
	計	銘柄数：	5	1,261,321,100.00	1,367,710,112.21	
					(9,382,491,369)	
		組入時価比率：	16.4%		17.0%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN12 NTN		79,520,000.00	79,299,491.04	
		BRAZIL 10% JAN14 NTN		138,400,000.00	131,329,420.80	
		BRAZIL 10% JAN17 NTN		144,260,000.00	128,521,378.26	
	計	銘柄数：	3	362,180,000.00	339,150,290.10	
					(17,059,259,592)	
		組入時価比率：	29.8%		30.9%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 12% OCT15		8,665,000,000.00	10,084,327,000.00	
		COLOMBIA GOVT 9.85% JUN27		7,153,000,000.00	7,496,162,313.80	
	計	銘柄数：	2	15,818,000,000.00	17,580,489,313.80	
					(805,186,410)	
		組入時価比率：	1.4%		1.5%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT 8.2% AUG26		3,800,000.00	4,579,000.00	
		PERU GOVT 9.91% MAY15		3,562,000.00	4,570,366.58	
		PERU GOVT 6.9% AUG37 REGS		46,295,000.00	49,757,866.00	
	計	銘柄数：	3	53,657,000.00	58,907,232.58	
					(1,855,577,826)	
		組入時価比率：	3.2%		3.4%	
	ウルグアイペソ	URUGUAY I/L 3.7% JUN37		42,000,000.00	39,989,880.00	
		URUGUAY I/L 5% SEP18		39,300,000.00	48,032,853.00	
	計	銘柄数：	2	81,300,000.00	88,022,733.00	
					(363,533,887)	
		組入時価比率：	0.6%		0.7%	
	トルコ・リラ	TURKEY GOVT 16% AUG13		11,980,000.00	13,943,222.50	
		TURKEY GOVT 16% MAR12		86,635,000.00	98,182,492.51	
	計	銘柄数：	2	98,615,000.00	112,125,715.01	
					(6,923,762,901)	
		組入時価比率：	12.1%		12.6%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% FEB14 14/C		444,000,000.00	403,746,960.00	
		HUNGARY 6.75% NOV17 17/A		1,039,000,000.00	951,076,703.00	
		HUNGARY 7.5% FEB11 11/A		900,000,000.00	896,013,900.00	
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		3,780,000,000.00	3,781,927,800.00	
	計	銘柄数：	4	6,163,000,000.00	6,032,765,363.00	
					(2,994,061,449)	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		組入時価比率：	5.2%		5.4%	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 5.25% APR13		41,520,000.00	41,104,800.00	
		POLAND GOVT 6% NOV10		11,500,000.00	11,685,150.00	
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		170,735,000.00	174,149,700.00	
	計	銘柄数：	3	223,755,000.00	226,939,650.00	
					(7,411,848,969)	
		組入時価比率：	13.0%		13.4%	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA 3.833% SEP11		60,315,000.00	61,753,512.75	
		MALAYSIA 4.262% SEP16		7,000,000.00	7,112,581.00	
		MALAYSIA 4.709% SEP26		6,800,000.00	6,948,382.80	
	計	銘柄数：	3	74,115,000.00	75,814,476.55	
					(2,000,744,036)	
		組入時価比率：	3.5%		3.6%	
	エジプトポンド	EGYPT GOVT 8.75% JUL12REGS		9,750,000.00	9,600,921.52	
	計	銘柄数：	1	9,750,000.00	9,600,921.52	
					(160,239,380)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 13.5% SEP15 R157		211,095,000.00	265,029,772.50	
	計	銘柄数：	1	211,095,000.00	265,029,772.50	
					(3,236,013,522)	
		組入時価比率：	5.7%		5.9%	
	小計				52,192,719,341	
					(52,192,719,341)	
特殊債券	ナイジェリアナイラ	AFRICAN DEV BANK 9% NGN\$		1,295,000,000.00	1,256,538,500.00	
	計	銘柄数：	1	1,295,000,000.00	1,256,538,500.00	
					(753,923,100)	
		組入時価比率：	1.3%		1.4%	
	小計				753,923,100	
					(753,923,100)	
社債券	アメリカドル	BACR VAR GHS APR10 CLN		8,530,000.00	5,256,186.00	
		CITI VAR DOP FEB11 CLN		3,500,000.00	3,115,000.00	
		CITI VAR DOP JAN10 CLN		2,460,000.00	2,090,262.00	
		CITI VAR DOP JAN13 CLN		2,230,000.00	2,062,304.00	
		CITI VAR DOP MAR12 CLN		2,250,000.00	2,042,100.00	
		CITI VAR IDR AUG18 CLN		5,884,000.00	5,115,549.60	
		CITI VAR RUB JUL12 CLN		6,900,000.00	3,869,796.00	
	計	銘柄数：	7	31,754,000.00	23,551,197.60	
					(2,171,420,418)	
		組入時価比率：	3.8%		3.9%	
	小計				2,171,420,418	
					(2,171,420,418)	
	合計				55,118,062,859	
					(55,118,062,859)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「JPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		74,883,042	57,609,798
コール・ローン		19,251,453	33,742,400
株式		—	6,348,554
新株予約権証券		—	99,391
社債券		2,733,354,854	3,472,456,173
派生商品評価勘定		—	174,908
未収入金		695,224	1,738,695
未収利息		85,321,895	77,236,261
前払費用		2,988,754	3,238,875
流動資産合計		2,916,495,222	3,652,645,055
資産合計		2,916,495,222	3,652,645,055
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		542,001	—
未払金		—	4,562,748
未払解約金		35,000,000	3,507,849
流動負債合計		35,542,001	8,070,597
負債合計		35,542,001	8,070,597
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	4,157,939,975	4,126,461,018
剰余金			
欠損金		1,276,986,754	481,886,560
剰余金合計	※ 2	△1,276,986,754	△481,886,560
元本等合計		2,880,953,221	3,644,574,458
純資産合計		2,880,953,221	3,644,574,458
負債・純資産合計		2,916,495,222	3,652,645,055

(注) 「JPM米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年1月9日から7月8日、及び7月9日から翌年1月8日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は平成21年3月10日及び平成21年9月10日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	4,131,562,829円	4,157,939,975円
期中追加設定元本額	345,445,738円	613,026,482円
期中解約元本額	319,068,592円	644,505,439円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPM米国高利回り社債ファンド	451,195,942円	646,683,486円
JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）	3,634,539,621円	3,414,797,137円
JPM資産分散インカム・ファンド	14,391,902円	8,903,597円
JPMターゲット・イヤー 2015	2,776,511円	2,234,439円
JPMターゲット・イヤー 2020	1,692,960円	1,549,550円
JPMターゲット・イヤー 2025	316,055円	271,530円
JPMターゲット・イヤー 2030	969,909円	960,641円
JPMターゲット・イヤー 2035	1,016,417円	818,982円
JPMターゲット・イヤー 2040	51,040,658円	50,241,656円
合 計	4,157,939,975円	4,126,461,018円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,276,986,754円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は481,886,560円であります。
※3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	4,157,939,975口	4,126,461,018口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年3月10日現在)		(平成21年9月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
株式	—	—	6,348,554	△660,759
新株予約権証券	—	—	99,391	△114,013
社債券	2,733,354,854	△153,816,388	3,472,456,173	223,546,201
合計	2,733,354,854	△153,816,388	3,478,904,118	222,771,429

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)	(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成21年3月10日現在)				(平成21年9月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建 アメリカドル	33,000,000	—	33,542,001	△542,001	29,000,000	—	28,825,092	174,908
合計		33,000,000	—	33,542,001	△542,001	29,000,000	—	28,825,092	174,908

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

4. 評価損益は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
1口当たりの純資産額	0.6929円	0.8832円
(1万口当たりの純資産額)	(6,929円)	(8,832円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年9月10日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	CONSTAR INTERNATIONAL INC	2,950	12.10	35,695.00	
	PORTOLA PACKAGING RESTRICTED COMMON STOC	5,277	4.14	21,846.78	
	WORLD COLOR PRESS INC	951	9.06	8,616.06	
	BRODER BROTHERS COMPANY	8,995	0.30	2,698.50	
小計	銘柄数：	4		68,856.34	
				(6,348,554)	
	組入時価比率：	0.2%		100.0%	
合計				6,348,554	
				(6,348,554)	

(注) 各通貨計欄の（）内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の（）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	アメリカドル	WORLD COLOR PRESS WRT 20JUL2014 SERIES 1		539.00	673.75	
		WORLD COLOR PRESS WRT 20JUL2014 SERIES 2		539.00	404.25	
	計	銘柄数：	2	1,078.00	1,078.00	
					(99,391)	
		組入時価比率：	0.0%		0.0%	
	小計				99,391	
					(99,391)	
社債券	アメリカドル	ABITIBI 13.75% REGS		150,000.00	142,500.00	
		ABITIBI 6%		170,000.00	22,100.00	
		ABITIBI 8.375%		440,000.00	52,800.00	
		ACE CASH EXP 10.25% REGS		375,000.00	202,500.00	
		ACE HARDWARE 9.125% REGS		200,000.00	204,500.00	
		AFFINIA GROUP 9%		25,000.00	22,687.50	
		AK STEEL CORP 7.75%		125,000.00	125,496.37	
		ALLIANCE ONE 10% REGS		135,000.00	134,325.00	
		ALLIED WASTE 7.125% B		300,000.00	313,500.00	
		AMERICAN AIR 10.18% 91A2		162,125.39	105,381.50	
		AMERICAN TIRE 10.75%		78,000.00	64,837.50	
		AMERICAN TOWER 7.25% REGS		90,000.00	88,425.00	
		AMERISTAR 9.25% REGS		100,000.00	101,625.00	
		AMKOR TECH INC 7.75%		170,000.00	167,875.00	
		ARCH COAL INC 8.75% REGS		150,000.00	150,750.00	
		ARCH WESTERN MLT		100,000.00	96,250.00	
		ASBURY AUTO 8%		42,000.00	38,010.00	
		ASSOC MATERIALS 9.75%		47,000.00	42,065.00	
		ASSOC MATERIALS MLT		150,000.00	91,500.00	
		AVAYA INC 9.75% REGS		250,000.00	192,500.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		BALDOR ELECTRIC 8.625%		100,000.00	100,000.00	
		BALL CORP 7.125%		50,000.00	50,500.00	
		BALL CORP 7.375%		50,000.00	49,875.00	
		BARRINGTON TV 10.5%		200,000.00	72,250.00	
		BELDEN INC 9.25% REGS		50,000.00	50,312.50	
		BERRY PLASTICS 8.875%		150,000.00	134,437.50	
		BERRY PLASTICS FLT		15,000.00	13,575.00	
		BILL BARRETT 9.875%		100,000.00	103,750.00	
		BIOMET 10%		275,000.00	290,125.00	
		BLOCK COMMS 8.25% REGS		250,000.00	225,625.00	
		BRODER BROS CO FLT		88,888.00	39,999.60	
		BURLINGTON COAT 11.125%		250,000.00	233,750.00	
		BWAY CORP 10% REGS		30,000.00	31,350.00	
		CALPINE CONS 8% REGS		75,000.00	74,250.00	
		CALPINE VAR		0.01	—	
		CANWEST MEDIA 9.25% REGS		150,000.00	16,875.00	
		CASCADES INC 7.25%		125,000.00	118,750.00	
		CCO HOLDINGS LLC 8.75%		182,000.00	185,185.00	
		CENTRAL GARDEN 9.125%		67,000.00	67,000.00	
		CENVEO CORP 7.875%		100,000.00	76,000.00	
		CHESAPEAKE NRG 9.5%		150,000.00	152,250.00	
		CHIQUITA BRANDS 8.875%		400,000.00	387,607.20	
		CII CARBON 11.125% REGS		125,000.00	116,562.50	
		CINCINNATI BELL 7.25%		125,000.00	121,743.75	
		CINEMARK USA 8.625% REGS		75,000.00	75,937.50	
		CITIZENS COM 9.25%		100,000.00	106,000.00	
		CLEAN HARBORS 7.625% REGS		25,000.00	24,687.50	
		COMMUNITY HEALTH 8.875%		250,000.00	252,500.00	
		CONSTAR INTL FLOAT		200,000.00	160,500.00	
		CONT AIR 9.798% ERJ1		279,310.14	181,551.59	
		CROWN CASTLE 7.75% REGS		55,000.00	55,137.50	
		CRUM & FORSTER 7.75%		150,000.00	135,750.00	
		CSC HOLDINGS 8.5% REGS		100,000.00	102,125.00	
		DA-LITE SCREEN 9.5%		75,000.00	67,687.50	
		DAVITA INC 6.625%		100,000.00	95,690.00	
		DELUXE CORP 5%		25,000.00	22,406.25	
		DELUXE CORP 5.125% B		175,000.00	146,562.50	
		DIGITALGLOBE 10.5% REGS		75,000.00	78,093.75	
		DIRECTV 6.375%		100,000.00	102,500.00	
		DIRECTV 7.625%		100,000.00	105,750.00	
		DIRECTV 8.375%		125,000.00	128,593.75	
		DOLE FOODS 13.875% REGS		150,000.00	170,812.50	
		DOLLAR GENERAL 10.625%		125,000.00	138,125.00	
		DOLLAR GENERAL 11.875%		100,000.00	112,500.00	
		DOMTAR CORP 7.125%		100,000.00	96,125.00	
		DR HORTON 5.625%		100,000.00	93,000.00	
		DYNEGY 7.5%		200,000.00	162,000.00	
		EASTMAN KODAK CO 7.25%		30,000.00	23,352.39	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		ECHOSTAR DBS 7%		200,000.00	198,500.00	
		ECHOSTAR DBS 7.75%		100,000.00	99,750.00	
		EL PASO CORP 7.25%		100,000.00	94,000.00	
		EL PASO CORP 8.25%		100,000.00	100,000.00	
		ELAN FLT		240,000.00	225,600.00	
		ENCORE ACQ 7.25%		150,000.00	131,325.00	
		ENERGY FUTURE 10.875%		125,000.00	93,125.00	
		ESCROW BRODER BROS CO 0%		200,000.00	—	
		EUROFRESH INC 11.5% REGS		380,000.00	5,700.00	
		EXIDE TECH MLT B		64,000.00	61,760.00	
		FAIRFAX FINANCIAL 7.75%		62,000.00	60,212.35	
		FIREKEEPERS 13.875% REGS		25,000.00	25,500.00	
		FISHER COMMS 8.625%		300,000.00	265,500.00	
		FLEXTRONICS 6.25%		85,000.00	79,262.50	
		FORD CREDIT 8%		100,000.00	90,000.00	
		FORD CREDIT 8.625%		400,000.00	403,000.00	
		FORD CREDIT 9.875%		100,000.00	98,950.00	
		FORD CREDIT FLT		200,000.00	170,600.00	
		FORD HOLDINGS 9.3%		37,000.00	29,230.00	
		FORD HOLDINGS 9.375%		40,000.00	31,893.32	
		FORD MOTOR 9.215%		100,000.00	78,250.00	
		FORD MOTOR 9.98%		250,000.00	195,000.00	
		FOREST OIL 7.25%		265,000.00	247,775.00	
		FREEDOM GROUP 10.25% REGS		15,000.00	15,675.00	
		FRONTIER OIL 8.5%		100,000.00	101,500.00	
		GA-PACIFIC 8.25% REGS		200,000.00	203,000.00	
		GENERAL MOTORS 6.75%		25,000.00	3,250.00	
		GENERAL MOTORS 8.1%		200,000.00	28,000.00	
		GENERAL MOTORS 8.375%		265,000.00	38,425.00	
		GENERAL MOTORS MLT		35,000.00	2,100.00	
		GENERAL NUTRTN FLOAT WI		293,000.00	258,572.50	
		GIBRALTAR IND MLT B		300,000.00	257,250.00	
		GIBSON ENERGY 11.75% REGS		75,000.00	74,812.50	
		GMAC LLC 7% REGS		200,000.00	180,750.00	
		GMAC LLC 8% REGS		692,000.00	536,300.00	
		GMAC LLC FLT REGS		67,000.00	48,910.00	
		GOODYEAR TIRE 10.5%		13,000.00	13,942.50	
		GOODYEAR TIRE 8.625%		54,000.00	55,080.00	
		GRAPHIC PACKAGE 9.5% REGS		100,000.00	102,500.00	
		HANSON AUSTRALIA 5.25%		181,000.00	154,983.78	
		HANSON PLC 6.125%		170,000.00	142,375.00	
		HARLAND CLARKE 9.5%		80,000.00	68,200.00	
		HARLAND CLARKE FLT		400,000.00	293,000.00	
		HARRAHS ESCROW 11.25% REGS		150,000.00	151,500.00	
		HCA INC 9.25%		400,000.00	407,000.00	
		HELIX ENERGY 9.5% REGS		250,000.00	234,687.50	
		HOLLY ENERGY 6.25%		200,000.00	179,500.00	
		HSN 11.25%		100,000.00	104,750.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		HUB INTL 9% REGS		100,000.00	91,000.00	
		INERGY 8.25%		150,000.00	148,450.05	
		INGLES MKTS 8.875%		100,000.00	101,500.00	
		INTCOMEX INC 11.75%		400,000.00	224,000.00	
		INTELSAT 11.25%		100,000.00	104,500.00	
		INTELSAT 8.875%		100,000.00	101,000.00	
		INTELSAT 8.875% REGS S-B		100,000.00	100,000.00	
		INTELSAT 9.25%		100,000.00	102,000.00	
		IPC INC FLT		200,000.00	166,000.00	
		IRON MOUNTAIN 8%		106,000.00	102,422.50	
		IRON MOUNTAIN 8.375%		50,000.00	49,812.50	
		IRON MOUNTAIN 8.75%		20,000.00	20,400.00	
		ISLE OF CAPRI 7%		200,000.00	175,000.00	
		JARDEN CORP 7.5%		125,000.00	120,625.00	
		JB POINDEXTER 8.75%		500,000.00	405,000.00	
		JBS USA 11.625% REGS		40,000.00	41,150.00	
		KANSAS CITY S 8%		175,000.00	175,000.00	
		KAR HOLDINGS 10%		28,000.00	25,970.00	
		KAR HOLDINGS 8.75%		60,000.00	57,000.00	
		KB HOME 5.875%		165,000.00	152,625.00	
		KEY ENERGY 8.375%		200,000.00	183,000.00	
		KLC 7.75% REGS		325,000.00	308,750.00	
		LAMAR MEDIA CORP 7.25%		200,000.00	193,500.00	
		LEVEL 3 8.75%		200,000.00	157,000.00	
		LEVEL 3 9.25%		160,000.00	132,000.00	
		LIBERTY MUTUAL VAR REGS		550,000.00	484,000.00	
		M/I HOMES INC 6.875%		50,000.00	45,956.50	
		MAC-GRAY CORP 7.625%		200,000.00	194,000.00	
		MAGNACHIP SEMI 6.875%		200,000.00	120.00	
		MAGNACHIP SEMI FLOAT		130,000.00	78.00	
		MANDALAY RESORT 9.375%		100,000.00	98,250.00	
		MARKWEST ENERGY 6.875% B		34,000.00	31,110.00	
		MERITAGE HOMES 6.25%		18,000.00	15,480.00	
		MERITAGE HOMES 7%		250,000.00	222,500.00	
		METROPCS 9.25% C40		400,000.00	394,000.00	
		MGM MIRAGE 10.375% REGS		45,000.00	47,137.50	
		MGM MIRAGE 11.125% REGS		20,000.00	21,475.00	
		MGM MIRAGE 6.75% 12		100,000.00	79,500.00	
		MGM MIRAGE 6.875%		100,000.00	71,500.00	
		MILACRON ESCROW 11.5%		233,000.00	—	
		MILACRON INC FLT		107,000.18	179,760.30	
		MILACRON INC MLT		49,487.50	49,487.50	
		MIRANT AMERICAS 8.3%		200,000.00	201,500.00	
		MIRANT AMERICAS 8.5%		50,000.00	40,875.00	
		MOSAIC MLT REGS		75,000.00	80,437.50	
		MULTIPLAN 10.375% REGS		200,000.00	194,000.00	
		NEWFIELD 6.625%		100,000.00	96,000.00	
		NEWFIELD 7.125%		125,000.00	122,187.50	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		NEWPAGE CORP 10%		85,000.00	46,750.00	
		NEXSTAR TV 7%		74,000.00	29,137.50	
		NEXSTAR TV 7% REGS		224,312.00	85,518.94	
		NGC CORP 7.125%		200,000.00	132,000.00	
		NII 10% REGS		85,000.00	85,850.00	
		NOBLE GROUP 6.625% REGS		125,000.00	122,500.00	
		NRG ENERGY 7.375% JAN17		275,000.00	262,625.00	
		NRG ENERGY 8.5%		200,000.00	197,250.00	
		NTL CABLE PLC 9.125%		350,000.00	355,250.00	
		NXP BV 7.875% EXCH		375,000.00	262,500.00	
		O'CHARLEYS INC 9%		200,000.00	189,500.00	
		OFFSHORE LOGISTIC 6.125%		50,000.00	47,125.00	
		OWENS-BROCKWAY 8.25%		100,000.00	101,750.00	
		PAETEC 8.875% REGS		100,000.00	93,750.00	
		PAYLESS 8.25%		300,000.00	292,500.00	
		PEN GAMING 10.75% REGS		25,000.00	24,000.00	
		PEN GAMING 8.375% REGS		35,000.00	34,212.50	
		PEN GAMING 8.75% REGS		50,000.00	49,375.00	
		PHI INC 7.125%		500,000.00	464,375.00	
		PILGRIM'S PRIDE 7.625%		56,000.00	58,240.00	
		PIONEER NATURAL 5.875%		84,000.00	74,590.01	
		PIONEER NATURAL 6.65%		185,000.00	166,500.00	
		PIONEER NATURAL 6.875%		75,000.00	67,365.00	
		PLASTIPAK 8.5% REGS		200,000.00	192,000.00	
		POLYONE CORP 8.875%		550,000.00	540,191.85	
		POLYPORE INC 8.75%		400,000.00	372,269.20	
		PUBLIC SERVICE 7.95%		100,000.00	99,157.69	
		PXP 10%		100,000.00	105,750.00	
		QLTY DISTRIBUTION 9%		200,000.00	120,000.00	
		QLTY DISTRIBUTION FLT		100,000.00	70,250.00	
		QUEBECOR WORLD 9.75%		150,000.00	13,125.00	
		QUIKSILVER INC 6.875%		100,000.00	69,000.00	
		QWEST CORP 7.625%		350,000.00	348,250.00	
		RANGE RESOURCES 7.5%		283,000.00	275,925.00	
		RBS & REXNORD 11.75%		100,000.00	85,250.00	
		RBS & REXNORD 9.5%		300,000.00	279,000.00	
		REAL MEX RESTO 14% REGS		60,000.00	53,400.00	
		RH DONNELLEY 11.75% REGS		155,000.00	95,131.25	
		RH DONNELLEY 6.875%		2,000.00	120.00	
		RITE AID CORP 7.5%		425,000.00	361,250.00	
		ROYAL CARIBBEAN 11.875%		50,000.00	52,000.00	
		RRI ENERGY 7.875%		400,000.00	355,500.00	
		RSC EQUIPMENT 9.5%		221,000.00	203,872.50	
		SABINE PASS LNG 7.25%		300,000.00	262,500.00	
		SANMINA-SCI 6.75%		50,000.00	45,500.00	
		SANMINA-SCI FLT REGS		170,000.00	149,600.00	
		SBA TELECOM 8% REGS		25,000.00	25,031.25	
		SBA TELECOM 8.25% REGS		20,000.00	20,125.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		SEAGATE TECH 10% REGS		45,000.00	48,150.00	
		SEAGATE TECH HDD 6.8%		100,000.00	89,730.30	
		SEMINOLE HARD FLOAT REGS		200,000.00	152,000.00	
		SERVICE CORP INTL 7.375%		200,000.00	197,500.00	
		SERVICE CORP INTL 7.875%		200,000.00	193,000.00	
		SLM CORP 5% MTNA		11,000.00	6,585.19	
		SLM CORP 5.4% MTN		56,000.00	49,490.00	
		SLM CORP 8.45% MTN		125,000.00	95,499.76	
		SLM CORP FLT 11 MTN		150,000.00	126,187.50	
		SLM CORP FLT 14		50,000.00	30,500.00	
		SMART MODULAR FLT		150,000.00	132,375.00	
		SMITHFIELD FOODS 7.75% B		160,000.00	129,600.00	
		SMITHFIELD FOODS 10% REGS		15,000.00	14,925.00	
		SMURFIT-STONE 8.25%		100,000.00	60,500.00	
		SOLO CUP CO 10.5% REGS		30,000.00	31,575.00	
		SPANSION LLC FLOAT		400,000.00	356,000.00	
		SPECTRUM BRANDS 7.375%		165,000.00	122,359.87	
		SPECTRUM BRANDS MLT		100,000.00	70,000.00	
		SPEEDWAY MOTORSP 6.75%		200,000.00	192,433.40	
		SPRINT NEXTEL 6%		740,000.00	617,900.00	
		SPRINT NEXTEL 8.375%		55,000.00	52,250.00	
		SSTGA 9.375% REGS		300,000.00	210,000.00	
		STARWOOD HOTELS 7.875%		70,000.00	70,525.00	
		STATER BROS 7.75%		100,000.00	95,500.00	
		STEEL DYNAMICS 7.375%		200,000.00	199,000.00	
		STENA AB 7.5%		175,000.00	155,312.50	
		STLG CHEMICALS 10.25%		500,000.00	476,250.00	
		STONE CONTAINER 8.375%		200,000.00	121,000.00	
		SUPERVALU INC 7.5%		100,000.00	99,000.00	
		SW ENERGY 7.5% REGS		80,000.00	80,100.00	
		SWIFT ENERGY 7.125%		350,000.00	283,500.00	
		TEAM HEALTH INC 11.25%		375,000.00	383,906.25	
		TELESAT CANADA 11%		30,000.00	30,900.00	
		TENET HEALTH 10% REGS		25,000.00	26,906.25	
		TENET HEALTH 8.875% REGS		250,000.00	256,562.50	
		TENET HEALTH 9% REGS		25,000.00	25,625.00	
		TENNECO AUTO 10.25% B		48,000.00	49,440.00	
		TERREMARK 12% REGS		55,000.00	57,887.50	
		TESORO CORP 6.625%		150,000.00	135,000.00	
		TN GAS PIPELINE 8%		25,000.00	28,273.82	
		TOYS R US 7.875%		100,000.00	87,625.00	
		TRUE TEMPER SPORTS 8.375%		250,000.00	2,500.00	
		TW TELECOM 9.25%		300,000.00	305,241.90	
		TXU ENERGY TCEH MLT A		175,000.00	123,375.00	
		ULTRAPETROL 9%		280,000.00	241,500.00	
		UNISYS CORP 8%		350,000.00	301,875.00	
		UNITD AIR LINE 7.336% 144A		65,597.61	39,358.56	
		UNITED AIR LINES FLOATG		85,131.19	37,643.52	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		UNITED RENTAL 6.5%		125,000.00	121,250.00	
		UNITED RENTAL 7.75%		200,000.00	168,500.00	
		UNITED RENTAL 10.875% REGS		60,000.00	61,350.00	
		UNIVISION 12% REGS		100,000.00	105,000.00	
		US STEEL CORP 7%		7,000.00	6,475.00	
		USI HOLDINGS 9.75% REGS		74,000.00	61,050.00	
		VALASSIS 8.25%		400,000.00	355,000.00	
		VALEANT 8.375% REGS		75,000.00	75,093.75	
		VANGUARD HEALTH 9%		275,000.00	272,250.00	
		VERSO PAPER 11.375% B		100,000.00	50,000.00	
		VERSO PAPER 11.5% REGS		25,000.00	24,843.75	
		VIASYSTEMS INC 10.5%		200,000.00	194,000.00	
		VIDEOTRON LTEE 6.875%		250,000.00	242,500.00	
		VIDEOTRON LTEE 9.125%		100,000.00	105,750.00	
		VITRO SA 9.125%		300,000.00	115,500.00	
		WABTEC 6.875%		100,000.00	99,000.00	
		WARNER MUSIC 7.375%		70,000.00	64,400.00	
		WARNER MUSIC 9.5% REGS		50,000.00	52,125.00	
		WILLIAMS PARTNERS 7.25%		261,000.00	254,475.00	
		WINDSTREAM CORP 8.125%		300,000.00	300,750.00	
		WOLVERINE TUBE MLT		405,000.00	340,200.00	
		WORLD COLOR 6.125% ESCROW		150,000.00	—	
		WYNN LV 6.625%		75,000.00	68,250.00	
		WYNN LV 6.625% EXCH		150,000.00	138,375.00	
	計	銘柄数：	284	44,941,852.02	37,662,214.46	
					(3,472,456,173)	
		組入時価比率：	95.3%		100.0%	
	小計				3,472,456,173	
					(3,472,456,173)	
	合計				3,472,555,564	
					(3,472,555,564)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年10月9日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	9,078,426,468	円
II 負債総額	11,624,575	円
III 純資産総額(I - II)	9,066,801,893	円
IV 発行済口数	13,145,712,598	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.6897	円

（参考）J P M世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	156,692,281,243	円
II 負債総額	31,925,966,556	円
III 純資産総額(I - II)	124,766,314,687	円
IV 発行済口数	138,524,529,637	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.9007	円

（参考）J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	56,517,493,958	円
II 負債総額	471,748,834	円
III 純資産総額(I - II)	56,045,745,124	円
IV 発行済口数	55,700,093,445	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0062	円

（参考）J P M米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成21年10月9日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	3,799,373,138	円
II 負債総額	80,148,681	円
III 純資産総額(I - II)	3,719,224,457	円
IV 発行済口数	4,157,876,673	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8945	円

第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1 特定期間	12,256,413,310	441,067,894	11,815,345,416
第2 特定期間	4,439,595,489	1,234,646,660	15,020,294,245
第3 特定期間	409,586,609	1,578,860,635	13,851,020,219
第4 特定期間	369,366,919	1,231,076,120	12,989,311,018
第5 特定期間	365,095,238	1,198,325,427	12,156,080,829
第6 特定期間	1,333,909,796	684,578,041	12,805,412,584

（注1）第1 特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

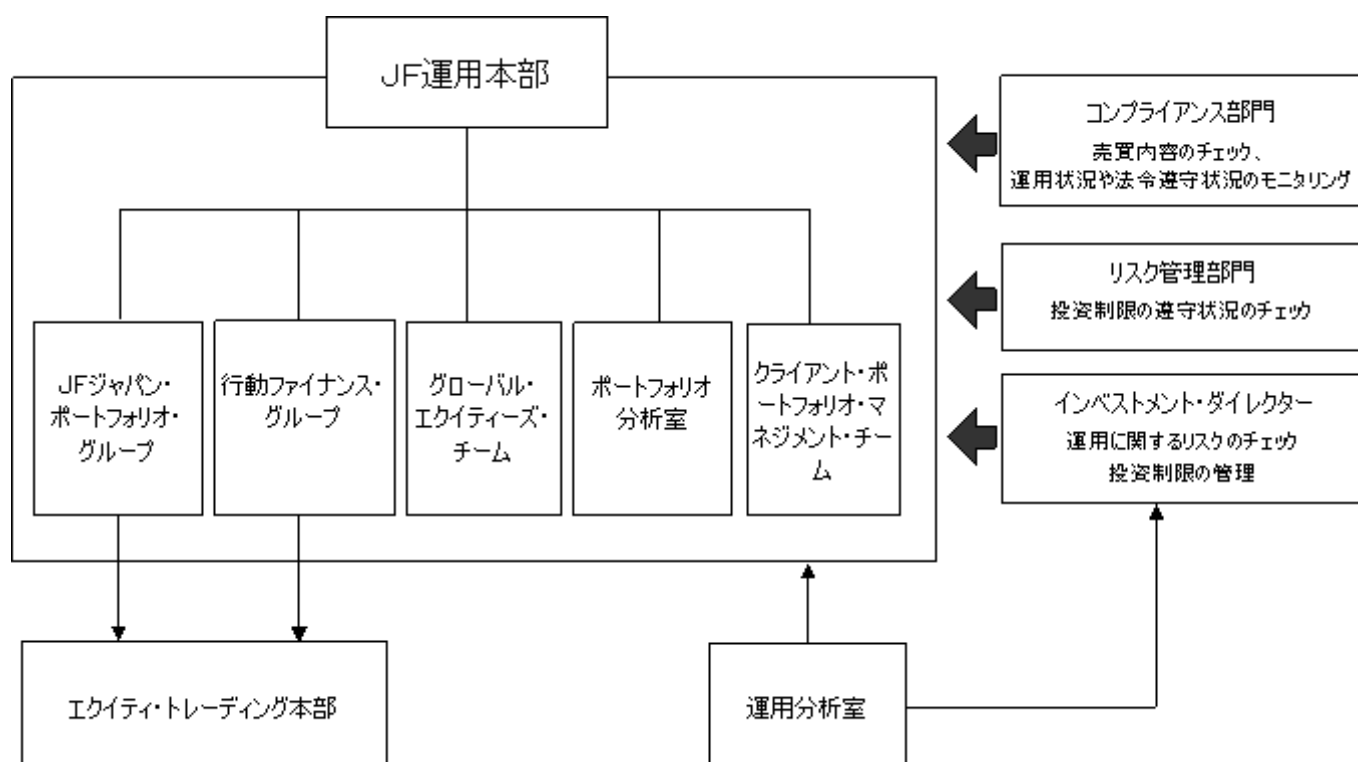
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除く）の決議または審議することを目的とする機関として、リスク・コミッティーがあります。

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）J F運用本部

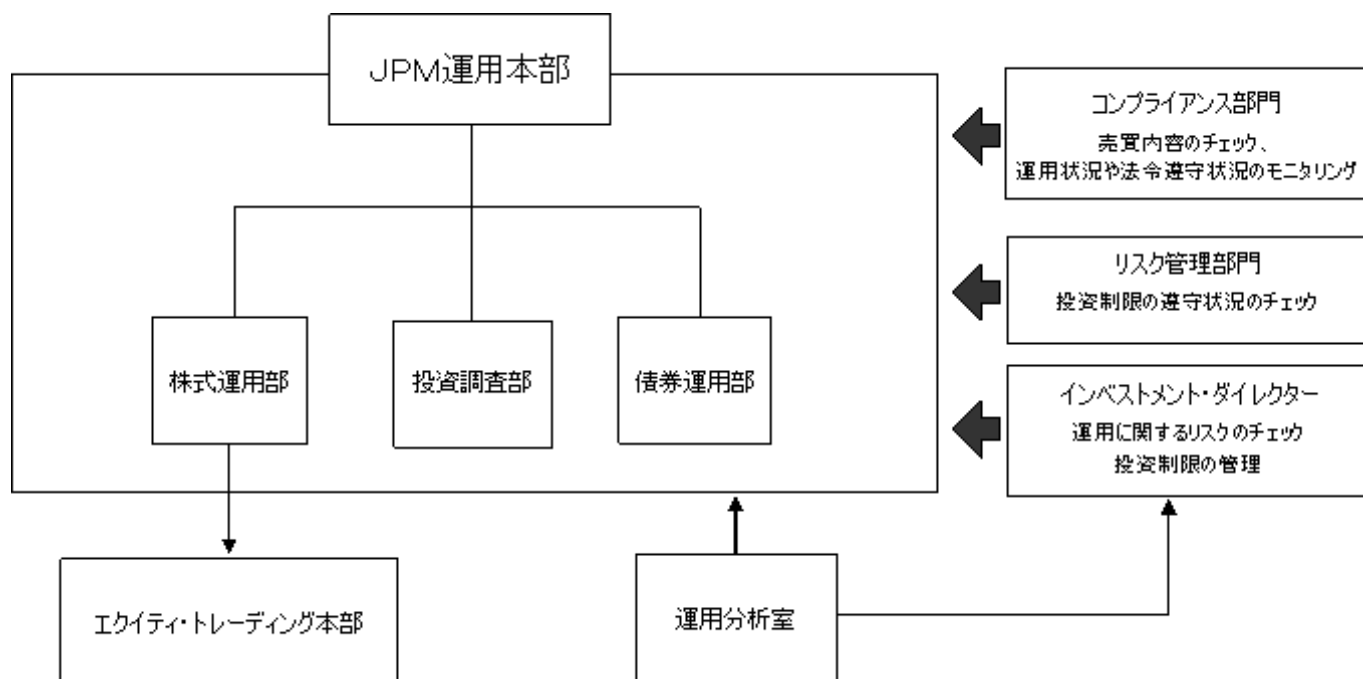


- ① J F運用本部は、J Fストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。
- ② J F運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、J Fストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。
- ③ J Fジャパン・ポートフォリオ・グループは、J F日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。
- ④ 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦

略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用します。

- ⑤ グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各ポートフォリオ・マネジャーと情報交換し外国株式の運用に利用します。
- ⑥ クライアント・ポートフォリオ・マネジメント・チームは、J F運用本部の国内株式運用や海外関係会社に運用を委託しているJ Fストラテジーによる外国株式運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社及びコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援および新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- ⑦ エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ⑧ 運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J F運用本部および運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。
- ⑨ ポートフォリオ分析室は、運用分析室からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、J F運用本部のポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。
- ⑩ インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

（ロ）J P M運用本部



- ① J P M運用本部は、J P Mストラテジーに基づいた運用を行い、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。
- ② 投資調査部に所属するアナリストはJ P Mストラテジーに基づき分析を行い、分析に基づき各銘柄にレーティングをつけます。エコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- ③ 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、②のレーティングの検証を行い、ポートフォリオの構築を行います。
- ④ 債券運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断のガイドラインとして利用し、ポートフォリオを決定します。また有価証券等の売買を執行します。
- ⑤ エクイティ・トレーディング本部は、ポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、有価証券等の売買を執行します。
- ⑥ 運用分析室は、顧客報告のためにポートフォリオの分析および評価を行うとともに、J P M運用本部および運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

び運用部門から独立しているインベストメント・ダイレクターにもその情報を提供します。

- ⑦ インベストメント・ダイレクターは、運用に関するリスクのチェックや投資制限に関する管理を行います。

（注）上記（イ）および（ロ）の意思決定機構・組織名称等は2009年12月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、当該証券投資信託及び投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

現在、弊社で設定・運用している公募の証券投資信託は68本、親投資信託32本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うもの）および登録金融機関を通じて行っています。平成21年10月末現在、公募の証券投資信託の純資産総額の合計は9,310億円（ただし、親投資信託を除きます。）です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、第18期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第19期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第18期 (平成20年 3 月31日)			第19期 (平成21年 3 月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			9,354,204			13,273,564	
立替金			7,199			2,912	
前払費用			37,125			25,590	
未収入金			1,378,981			81,394	
未収委託者報酬			3,605,899			1,449,280	
未収収益			2,949,643			1,679,413	
未収還付法人税等			—			347,915	
繰延税金資産			474,730			565,915	
その他			—			97,879	
流動資産計			17,807,784	80.3		17,523,865	87.2
固定資産							
投資その他の資産			4,382,354			2,582,346	
投資有価証券		3,485,313			1,639,519		
敷金保証金		80,641			79,401		
繰延税金資産		763,532			843,805		
その他		52,866			19,619		
固定資産計			4,382,354	19.7		2,582,346	12.8
資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

		第18期 (平成20年 3 月31日)			第19期 (平成21年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			117,791			227,241	
未払金			2,930,605			1,473,824	
未払収益分配金		1,827			1,999		
未払償還金		23,153			22,246		
未払手数料		1,417,638			521,491		
その他未払金		1,487,986			928,087		
未払費用			2,698,858			1,213,341	
未払法人税等			472,430			14,482	
賞与引当金			853,648			1,115,766	
役員賞与引当金			41,576			66,080	
流動負債計			7,114,910	32.1		4,110,736	20.5
固定負債							
長期未払金			7,522			3,471	
賞与引当金			821,753			1,200,522	
役員賞与引当金			173,860			177,812	
退職給付引当金			147,169			294,701	
固定負債計			1,150,305	5.1		1,676,507	8.2
負債合計			8,265,215	37.2		5,787,244	28.7

有価証券分報公告（内国投資信託）

		第18期 (平成20年 3 月31日)			第19期 (平成21年 3 月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	10.0		2,218,000	11.0
資本剰余金			1,000,000	4.5		1,000,000	5.0
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			11,142,942	50.2		11,338,597	56.4
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		11,109,265			11,304,921		
株主資本計			14,360,942	64.7		14,556,597	72.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△436,018	△1.9		△237,629	△1.1
評価・換算差額等計			△436,018	△1.9		△237,629	△1.1
純資産合計			13,924,923	62.8		14,318,967	71.3
負債・純資産合計			22,190,139	100.0		20,106,212	100.0

（２）【損益計算書】

		第18期 (自平成19年４月１日 至平成20年３月31日)			第19期 (自平成20年４月１日 至平成21年３月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			17,864,749			15,781,383	
投資顧問料			10,489,106			—	
運用受託報酬			—			9,028,193	
その他営業収益			421,315			240,511	
営業収益計			28,775,171	100.0		25,050,087	100.0
営業費用							
支払手数料			6,679,308			5,986,412	
広告宣伝費			391,429			166,611	
調査費			6,928,125			5,395,927	
委託調査費		6,779,989			5,079,552		
調査費		138,807			290,580		
図書費		9,328			25,793		
委託計算費			329,137			373,679	
営業雑経費			418,113			388,946	
通信費		33,464			44,786		
印刷費		365,972			308,992		
協会費		7,481			29,547		
諸会費		11,194			5,620		
営業費用計			14,746,114	51.2		12,311,577	49.1

		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			6,296,250			5,399,518	
役員報酬		126,179			159,032		
給料・手当		2,272,332			3,021,451		
賞与		1,834,973			1,002,858		
賞与引当金繰入額		1,535,026			957,374		
役員賞与		238,709			116,524		
役員賞与引当金繰入額		215,436			70,031		
その他の報酬		73,592			72,247		
福利厚生費			370,832			360,063	
交際費			42,447			48,650	
寄付金			16,890			15,685	
旅費交通費			202,082			173,409	
租税公課			81,397			68,074	
不動産賃借料			535,266			812,982	
退職給付費用			116,581			199,742	
退職金			68,794			210,774	
消耗器具備品費			138,044			117,591	
事務委託費			164,429			165,407	
関係会社付替費用			2,180,518			2,909,618	
諸経費			124,387			150,136	
一般管理費計			10,337,923	35.9		10,631,656	42.5
営業利益			3,691,132	12.9		2,106,853	8.4

		第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
分配金・償還金時効		13,889			—		
受取配当金		3,198			4,089		
有価証券売却益		529,092			—		
投資有価証券売却益		—			12,155		
為替差益		67,742			—		
その他営業外収益		36,496			14,993		
営業外収益計			650,419	2.2		31,238	0.1
営業外費用							
為替差損		—			232,044		
業法上の負担額	※ 1	13,751			—		
投資有価証券売却損		—			50,453		
その他営業外費用		1,612			37,008		
営業外費用計			15,363	0.1		319,506	1.3
経常利益			4,326,188	15.0		1,818,585	7.2
特別利益							
前期損益修正益		—			15,546		
特別利益計			—	—		15,546	0.1
特別損失							
投資有価証券評価損		—			1,260,823		
ゴルフ会員権評価損		—			16,296		
特別損失計			—	—		1,277,119	5.1
税引前当期純利益			4,326,188	15.0		557,013	2.2
法人税、住民税及び事業税			1,768,693	6.1		667,696	2.7
法人税等調整額			71,827	0.3		△306,338	△1.2
当期純利益			2,485,667	8.6		195,655	0.7

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,623,598	11,109,265
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	11,109,265	11,304,921
株主資本合計		
前期末残高	11,875,274	14,360,942
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
当期変動額合計	2,485,667	195,655
当期末残高	14,360,942	14,556,597
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	191,651	△436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△627,669	198,390
当期変動額合計	△627,669	198,390
当期末残高	△436,018	△237,629
評価・換算差額等合計		
前期末残高	191,651	△436,018
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△627,669	198,390
当期変動額合計	△627,669	198,390
当期末残高	△436,018	△237,629
純資産合計		
前期末残高	12,066,925	13,924,923
当期変動額		
当期純利益	2,485,667	195,655
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△627,669	198,390
当期変動額合計	1,857,998	394,045
当期末残高	13,924,923	14,318,967

重要な会計方針

項目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定）を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び 親会社の運営する株式報酬制度に 係る将来の費用負担に備えるた め、当事業年度に帰属する額を計 上しております。 (2) 役員賞与引当金 当事業年度より、役員に対する親 会社の運営する株式報酬制度に係 る将来の費用負担に備えるため、 当事業年度に帰属する額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備え るため、当事業年度末における退 職給付債務に基づき退職給付引当 金を計上しております。 過去勤務債務については、その発 生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数（8年） による定額法により、発生した事 業年度から費用処理しておりま す。 数理計算上の差異は、その発生時 における従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数（8年）によ る定額法により按分額を、それぞ れ発生した翌事業年度から費用処 理することとしております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する 株式報酬制度に係る将来の費用負 担に備えるため、当事業年度に帰 属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(株式報酬制度に係る引当金の計上基準) 親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額は、これまで親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理しておりましたが、当事業年度より、役員、従業員の役務提供に対応して当該株式報酬額を賞与引当金及び役員賞与引当金に計上する方法に変更いたしました。この変更は、役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されるようになったことを受け、期間損益をより適正に表示することを目的として行ったものであります。 この変更により、賞与引当金に1,117,832千円、役員賞与引当金に215,436千円それぞれ引当て、従来の方法に比べ、営業費用及び一般管理費は1,333,268千円増加となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,333,268千円の減少となっております。 なお、上記方法の変更につきましては、下半期より役員、従業員の役務提供に対応する株式報酬額について親会社から適時に情報提供されたため、当中間期は従来の方によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は984,905千円、税引前中間純利益は984,905千円それぞれ多く計上されております。 (追加情報) 当事業年度より、親会社の運営する株式報酬制度による当社の役員、従業員に対する費用負担額の計上方法を変更したこととともない賞与引当金及び役員賞与引当金をそれぞれ賞与引当金（流動）853,648千円 賞与引当金（固定）821,753千円及び役員賞与引当金（流動）41,576千円 役員賞与引当金（固定）173,860千円として表示しております。	—

表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(損益計算書)	(損益計算書)
—	1. 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。
—	2. 前事業年度において「有価証券売却益」として表示しておりましたものは、当事業年度から「投資有価証券売却益」として計上しております。
—	3. 前事業年度まで区分掲記しておりました「分配金・償還金時効」（当事業年度492千円）は、営業外収益の100分の10以下のため、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しております。
—	4. 前事業年度まで区分掲記しておりました「業法上の負担額」（当事業年度21,581千円）は、営業外費用の100分の10以下のため、営業外費用の「その他営業外費用」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日)	第19期 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
※1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第33条の2（改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条）に基づく負担額であります。	—

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第19期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

（リース取引関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第18期（平成20年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	4,219,300	3,485,313	△733,986

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,665,943	529,196	104

第19期（平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
その他 投資信託	2,040,176	1,639,519	△400,656

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
873,700	12,155	50,453

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,260,823千円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第19期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr><td colspan="2">(千円)</td></tr> <tr><td>① 退職給付債務</td><td>102,787</td></tr> <tr><td>② 年金資産</td><td>—</td></tr> <tr><td>③ 会計基準変更時差異</td><td>—</td></tr> <tr><td>④ 未認識過去勤務債務</td><td>37,425</td></tr> <tr><td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td>6,957</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)</td><td>147,169</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr><td colspan="2">(千円)</td></tr> <tr><td>① 勤務費用（注1）</td><td>96,639</td></tr> <tr><td>② 利息費用</td><td>225</td></tr> <tr><td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△1,571</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>—</td></tr> <tr><td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>27,300</td></tr> <tr><td>⑥ その他</td><td>△6,012</td></tr> <tr><td>⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)</td><td>116,581</td></tr> </table> （注1） 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td>2.00%</td></tr> <tr><td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr><td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	(千円)		① 退職給付債務	102,787	② 年金資産	—	③ 会計基準変更時差異	—	④ 未認識過去勤務債務	37,425	⑤ 未認識数理計算上の差異	6,957	⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	147,169	(千円)		① 勤務費用（注1）	96,639	② 利息費用	225	③ 過去勤務債務の費用処理額	△1,571	④ 数理計算上の差異の費用処理額	—	⑤ 確定拠出年金支払額	27,300	⑥ その他	△6,012	⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	116,581	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	2.00%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr><td colspan="2">(千円)</td></tr> <tr><td>① 退職給付債務</td><td>299,861</td></tr> <tr><td>② 年金資産</td><td>—</td></tr> <tr><td>③ 会計基準変更時差異</td><td>—</td></tr> <tr><td>④ 未認識過去勤務債務</td><td>32,435</td></tr> <tr><td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td>△37,595</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)</td><td>294,701</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr><td colspan="2">(千円)</td></tr> <tr><td>① 勤務費用（注1）</td><td>150,141</td></tr> <tr><td>② 利息費用</td><td>1,691</td></tr> <tr><td>③ 過去勤務債務の費用処理額</td><td>△4,682</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△850</td></tr> <tr><td>⑤ 確定拠出年金支払額</td><td>57,142</td></tr> <tr><td>⑥ その他</td><td>△3,700</td></tr> <tr><td>⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)</td><td>199,742</td></tr> </table> （注1） 出向者分の費用は、上記金額に含まれておりません。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額方式</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td>1.75%</td></tr> <tr><td>③ 過去勤務債務の額の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。） <table> <tr><td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>8年</td></tr> </table> （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）	(千円)		① 退職給付債務	299,861	② 年金資産	—	③ 会計基準変更時差異	—	④ 未認識過去勤務債務	32,435	⑤ 未認識数理計算上の差異	△37,595	⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	294,701	(千円)		① 勤務費用（注1）	150,141	② 利息費用	1,691	③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682	④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850	⑤ 確定拠出年金支払額	57,142	⑥ その他	△3,700	⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	199,742	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式	② 割引率	1.75%	③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年	④ 数理計算上の差異の処理年数	8年
(千円)																																																																													
① 退職給付債務	102,787																																																																												
② 年金資産	—																																																																												
③ 会計基準変更時差異	—																																																																												
④ 未認識過去勤務債務	37,425																																																																												
⑤ 未認識数理計算上の差異	6,957																																																																												
⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	147,169																																																																												
(千円)																																																																													
① 勤務費用（注1）	96,639																																																																												
② 利息費用	225																																																																												
③ 過去勤務債務の費用処理額	△1,571																																																																												
④ 数理計算上の差異の費用処理額	—																																																																												
⑤ 確定拠出年金支払額	27,300																																																																												
⑥ その他	△6,012																																																																												
⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	116,581																																																																												
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																												
② 割引率	2.00%																																																																												
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																												
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																												
(千円)																																																																													
① 退職給付債務	299,861																																																																												
② 年金資産	—																																																																												
③ 会計基準変更時差異	—																																																																												
④ 未認識過去勤務債務	32,435																																																																												
⑤ 未認識数理計算上の差異	△37,595																																																																												
⑥ 退職給付引当金 (①+②+③+④+⑤)	294,701																																																																												
(千円)																																																																													
① 勤務費用（注1）	150,141																																																																												
② 利息費用	1,691																																																																												
③ 過去勤務債務の費用処理額	△4,682																																																																												
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△850																																																																												
⑤ 確定拠出年金支払額	57,142																																																																												
⑥ その他	△3,700																																																																												
⑦ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥)	199,742																																																																												
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																												
② 割引率	1.75%																																																																												
③ 過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																												
④ 数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																												

（ストック・オプション等関係）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第18期 (平成20年3月31日)	第19期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） 繰延税金資産 (千円) 未払費用 77,276 未払事業税 33,188 賞与引当金 347,349 役員賞与引当金 16,917 繰延税金資産計 474,730 繰延税金資産の純額 474,730 （固定） 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 334,939 役員賞与引当金 70,743 退職給付引当金 59,883 その他有価証券評価差額金 297,967 繰延税金資産計 763,532 繰延税金資産の純額 763,532 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8% その他 △1.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.5%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （流動） 繰延税金資産 (千円) 未払費用 104,851 賞与引当金 454,005 役員賞与引当金 26,888 その他 6,127 繰延税金資産小計 591,871 評価性引当額 △6,127 繰延税金資産合計 585,744 繰延税金負債 未収事業税 19,828 繰延税金資産の純額 565,915 （固定） 繰延税金資産 (千円) 賞与引当金 488,492 役員賞与引当金 72,351 退職給付引当金 119,913 その他 6,651 その他有価証券評価差額金 163,027 繰延税金資産小計 850,436 評価性引当額 △6,631 繰延税金資産合計 843,805 繰延税金資産の純額 843,805 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 18.7% 評価性引当額 2.3% その他 3.2% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 64.9%

（企業結合等関係）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
—	共通支配下の取引等 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の一部業務（資産運用業務ならびに投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務等） (2) 企業結合の法的形式 JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする事業譲渡 (3) 結合後企業の名称 名称の変更はありません。 (4) 取引の目的を含む取引の概要 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーのJPモルガン・アセット・マネジメント・グループに属するJPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）の資産運用業務と当社の資産運用業務を統合することで、顧客サービスのより一層の向上と経営資源の有効活用が図れるものと考え、業務を譲り受けました。 事業譲受日 平成20年5月31日 資産運用業務 平成20年7月31日 投資信託受益権等の募集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務 譲り受けた資産負債の額 資産の額 857,471千円 (未収収益および未収入金) 負債の額 45,339千円 (未払費用および未払金) 2. 実施した会計処理の概要 本事業譲受は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成20年5月13日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

（関連当事者情報）

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	役員1名	海外または国内における投資の助言または一任	投資の助言・一任の受任	4,858,884	未収収益	1,727,563
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	—	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,873,847	未払費用	727,936

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。
- (2) 調査費等に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,959,309	未払費用	298,734
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	19/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任 役員の兼任	投資の助言・一任の受任	1,794,147	未収収益	293,631
同一の親会社を持つ会社（注2）	JPモルガン信託銀行株式会社（現ニューヨークメロン信託銀行株式会社）（注1）	東京都丸の内二丁目7番3号東京ビルディング（注2）	40億円（注2）	金融業（注2）	なし（注2）	資産運用業務、投資信託受益権等の募集及び私募の取扱い業務（注3）	事業の譲受	857,471	未収収益・未収入金	—
								45,339	未払費用・未払金	—

（注1）平成21年3月1日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。

（注2）関連当事者であった最終日である平成21年2月28日時点の状況を記載しております。

（注3）事業譲受日、平成20年5月31日、および平成20年7月31日時点の状況を記載しております。事業譲受後、上記業務は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（1株当たり情報）

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	247,488円19銭	1株当たり純資産額	254,491円56銭
1株当たり当期純利益	44,177円86銭	1株当たり当期純利益	3,477円38銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの当期純利益の算定上の基礎		1株当たりの当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	2,485,667千円	損益計算書上の当期純利益	195,655千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	2,485,667千円	普通株式に係る当期純利益	195,655千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

(重要な後発事象)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
重要な事業の譲受 1. その旨及び目的 米国の銀行持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあ り、当社と同じ資産運用部門であるJPモルガ ン・アセット・マネジメント・グループに属 するJPモルガン信託銀行株式会社より、その 一部業務である資産運用業務を平成20年6月 1日に譲り受けました。 JPモルガン信託銀行株式会社の資産運用業 務と当社の資産運用業務を統合することで、 顧客サービスのより一層の向上と経営資源の 有効活用が図れるものと考えます。 2. 譲り受けた相手会社の名称 JPモルガン信託銀行株式会社 3. 譲り受けた事業の内容 資産運用業務。なお、投資信託受益権等の募 集の取扱い及び私募の取扱いに係る業務の譲 り受けは、平成20年8月1日を予定しており ます。 4. 譲り受けた資産・負債の額 譲り受け日である平成20年6月1日におけ るJPモルガン信託銀行株式会社の資産運用部 門に係る資産・負債の額は、それぞれ848,965 千円、39,689千円であります。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 324,279百万円（平成21年3月末現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名 称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容

1	シティバンク銀行株式会社	123,100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
2	日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
3	株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成21年8月1日現在)	同 上

(3) 各マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
1	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよび各マザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払等を行います。

(3) 各マザーファンドの運用委託先の会社

委託会社との契約により、各マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、各マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社および各マザーファンドの運用委託先の会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成21年3月13日 臨時報告書

平成21年6月9日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年6月9日 有価証券報告書

平成21年6月15日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）の平成20年9月11日から平成21年3月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）の平成21年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、親会社の運営する株式報酬制度による会社の役員、従業員に対する費用負担額の会計処理を、従来の親会社からの請求額が確定した時点で費用として処理する方法から、役員、従業員の役務提供に対応して、当該株式報酬額を役員賞与引当金及び賞与引当金に計上する方法に変更した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、J Pモルガン信託銀行株式会社より、その一部業務である資産運用業務を平成20年6月1日に譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月5日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）の平成21年3月11日から平成21年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）の平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。